

アルプスアルパイングループの皆さまへ

アルプスアルパイングループ 福利厚生制度

2025年度 グループパック 保険

オンラインの
サービスも充実！

- パンフレット閲覧
- 補償(保障)内容の
ご相談
- 保険金請求

詳細はP3へ！



団体契約だから
保険料

最大 **37%**※
割引

※ケガ補償コース、
生活サポートコース(交通傷害)の場合

安心して働くために、**4つの補償(保障)制度**をご用意しました。



通院



入院

ケガ補償コース・病気補償コース

ケガや病気の入院・通院・手術への備え

ケガ補償コース・病気補償コース》P8～

加入申込票兼
健康状況告知書のご記入要領 P12

保険金の種類と補償内容 P13～



賠償責任



介護

生活サポートコース

「日常生活賠償」、「携行品損害」、「介護」等豊富なラインアップ

生活サポートコース 》P19～

加入申込票兼
健康状況告知書のご記入要領 P24

保険金の種類と補償内容 P25～



収入減少サポート

長期収入サポートコース

病気・ケガで働けなくなった時の収入減少をサポート

長期収入サポートコース 》P31～

加入申込票兼
健康状況告知書のご記入要領 P33

保険金の種類と補償内容 P34～



死亡保険金

生命保険コース

もしもの時に残される家族への備え

生命保険コース 》P49～

申込書兼告知書のご記入要領 P51

重要事項のご説明 P52～



AFSのご案内

お困りことや各種ご相談は、お気軽にAFSへご相談ください。

AFS取扱商品のご紹介 》P57～

加入申込票のご提出は、本パンフレットP60記載の最寄りのAFSまでご送付ください。**現在のご加入内容に変更がなければ、ご提出は不要となります。**

アルプスアルパイン株式会社 株式会社アルプス物流 アルプスアルパイン労働委員会 アルプス物流労働委員会
アルプスアルパイン・グループ各社

アルプス ファイナンス サービス株式会社

グループバック保険は アルプスアルパイングループの福利厚生制度です！

『グループバック保険』は、アルプスアルパイングループのスケールメリットを活かした福利厚生制度です。
ご加入や保険料の払込みなどのお手続きも簡単・便利です。
団体保険ならではのメリットを知っていただき、社員の皆さまとご家族の生活設計にお役立てください。



数字でわかる！グループバック保険

【団体割引等】

ケガ補償コース
生活サポートコース
(交通傷害)



病気補償コース
病気補償オプション
生活サポートコース
(その他補償)
長期収入サポートコース



【2023年度保険金お支払い実績】

生命保険コース **4,450万円**
(11件)
ケガ・病気補償コース } **約9,450万円**
生活サポートコース (1,556件)

(2023年7月25日～2024年7月24日調べ)

【アルプスアルパイングループ加入率】

生命保険コース **約48%** およそ2人に1人が加入
(2024年7月時点)
ケガ・病気補償コース **約49%**
(2024年7月時点)

★ご家族もご加入いただけます (P5 参照)

手続きは簡単！

保険料は給与控除



医師の診査は不要
簡単な告知での申込み
(健康状態によっては、ご加入をお引受けできない場合があります。)

※コースによっては、健康に関する告知が必要となる場合があります。



保険金の
請求手続きも
簡単



退職後も継続加入できます！

ご退職後も団体割引等が引き続き適用となり、継続してご加入いただけます！

○ 継続できます

生命保険コース

ケガ補償コース

病気補償コース ※1



※1 医療保険Aセレクトへ移行することも可能です。
三井住友海上あいおい生命の終身型医療保険です。現在、病気補償コースにご加入している方が一定の条件を満たす場合に、簡単な告知で移行頂けます。保険料はご加入時のまま一生変わらない、疾病の補償が一生にわたり受けられます。

✕ 継続できません

病気補償オプション ※2

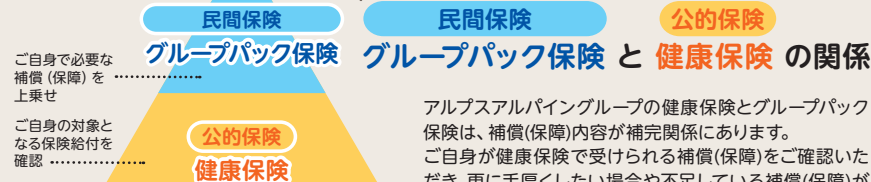
生活サポートコース

長期収入サポート
コース
(ボーナス補償プラン・
長期補償プラン)

※2 先進医療のみ継続できます。

Pick up!!

ご存知ですか？



みなさまの身近に！
グループバック保険はオンラインでも
ご利用いただけます。



保険金請求WEB

オンラインで保険金請求のお手続きができます。(※) フォームに必要事項をご入力の上お申し込みください。
※「生命保険コース」「長期収入サポートコース」は、対象外です。

商品パンフレット

グループバック保険のパンフレットがオンラインで閲覧できます。

AFSホームページURL
https://www.alfs.co.jp/group_insurance/



オンライン保険相談

Microsoft Teams で、保険の内容やライフプランについてご相談いただけます。

オンライン相談
お申し込みフォームURL
<https://secure.alfs.jp/contact/>



ユーザー名: alpsapn
パスワード: alfs

保険金請求WEB URL
<https://www.web-ms-ins.jp/scweb/?p=9ng6l>



※掲載URLは2024年12月時点の情報です。URL変更等でアクセスできなかった場合は、AFSホームページをご覧ください。

『生活サポートコース』ご加入時の注意点

生活サポートサービスは、4～5月の一斉募集 (Web 募集) 期間中のみ加入・変更・脱退のお手続きができます。

「親の介護による休業補償」

本補償は就業規則に基づく介護休業制度にあわせて個別設計されています。ご加入にあたっては、ご自身の勤務先の就業規則等をご確認ください。
詳しくは P5・23 をご覧ください。

【支払保険金増加対策に関するお願い (生命保険コースは除く)】

グループバック保険はご加入の皆さまにご負担いただいている保険料をもとに、いざという時の補償を行う「相互扶助」の制度です。よって、安定的かつ公平性のある運営を目指しています。

しかし近年、支払保険金が増加傾向にあり、制度を維持していくことが難しくなってきました。その為、ご請求が複数あるご加入者には、ご加入内容や条件について変更のご案内をさせていただくことがあります。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

※保険料は毎年固定ではなく、支払保険金の増加などにより変動します。

本パンフレットはご家庭にお持ち帰りいただき大切に保管ください。
ホームページから閲覧される場合も、保険期間終了時まで印刷または保存をお願いします。



グループバック保険の概要



社員の皆さまのニーズに合わせて、必要な補償(保障)を組み合わせでご加入いただけます。

商品のご紹介

ケガ補償コース・ 病気補償コース※2

ケガ:
37%※1
割引!!

病気:
30%※1
割引!!



地震による
ケガも安心!

ケガ補償コースには天災危険補償特約・熱中症危険補償特約、特定感染症危険補償特約が付いています。

特約で成人病・がんにも備えられます!

▶ P8~18

生活サポートコース

最大
37%※1
割引!!



▶ P19~30



長期収入サポートコース

30%※1
割引

① ボーナス補償プラン ② 長期補償プラン ▶ P31~35

生命保険コース (死亡・高度障害保障)

▶ P49~55

※1 前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増率が適用されます。
※2 「病気補償コース」は単独加入できません。「ケガ補償コース」に応じたセットにご加入ください。

加入者証発行についてのご案内



各保険会社による紙資源の使用量削減を目的とした取り組みにより、グループバック保険においては紙の加入者証の一齐配布は行いません。加入者証をご希望の方は、以下の手順をご参照ください。

※加入者証がお手元に無い場合も、現在ご加入中の補償(保障)は有効です。

加入者証の出力・発行方法 ※各コース毎に手順が異なります。

ケガ補償・病気補償コース

生活サポートコース

長期収入サポートコース

三井住友海上「ご契約者さま専用ページ」にご登録、およびご契約情報の紐づけを行うことで、ご自身で加入者証(PDF)の出力ができます。
紐づけに必要な「お客さまコード」は、AFSホームページに掲載のフォームよりご申請ください。

生命保険コース

AFSホームページに掲載のフォームよりご申請ください。ご申請後、加入者証の発行手続きを行います。

お客さまコード照会・生保加入者証発行申請フォーム

https://www.afs.co.jp/group_insurance/ (AFSホームページ トップ > 保険商品一覧・保険金請求(現役向け))

※掲載URLは2024年12月時点の情報です。URL変更等でアクセスできなかった場合は、AFSホームページをご覧ください。

加入資格

ご加入対象者

アルプスアルパイン株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員のみなさまに限りします。

※長期収入サポートコースは下段をご確認ください。

被保険者となる対象者

ケガ補償コース・病気補償コース・生活サポートコース

被保険者(補償の対象者)本人^(*)となれる方の範囲

アルプスアルパイン株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)です。病気補償コースは、上記に加え、保険始期日(2025年7月25日)時点で満0才以上89才以下の方で、健康に関する告知の結果ご加入できると判定された方です。

(*) 加入申込票またはweb画面の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

生活サポートコースは、4~5月の一斉募集(Web募集)期間中のみ加入・変更・脱退のお手続きができます。

生活サポートコース: 本人介護一時金の被保険者(補償の対象者)本人^(*)となれる方の範囲

保険始期日(2025年8月1日)時点で満20才以上89才以下の方で、健康に関する告知の結果ご加入できると判定された方です。

生活サポートコース: 日常生活賠償の被保険者の範囲

記名する被保険者本人に加え、その配偶者、同居の親族および別居の未婚の子が自動的に被保険者となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。

生活サポートコース: 親介護一時金の被保険者、親の介護による休業補償の介護対象者となれる方の範囲

保険始期日(2025年8月1日)時点で満20才以上89才以下の方で、健康に関する告知の結果ご加入できると判定された方です。

基本補償の役員・従業員の親で、最大2名までとなります。

●親の介護による休業補償特約は、アルプスアルパイン株式会社およびそのグループ会社の従業員のみご加入いただけます。なお、以下の方は対象外です。

役員/顧問/契約型社員/パート/アルバイト

長期収入サポートコース

団体長期障害所得補償保険で被保険者(補償の対象者)本人^(*)となれる方の範囲は、アルプスアルパイン株式会社およびそのグループ会社と正式な雇用関係のある、保険始期日(2025年8月1日)時点で満18才以上満59才以下の従業員で、健康に関する告知の結果ご加入できると判定された方です。ただし、役員、顧問、契約型社員、パート、アルバイト、健康保険の対象とならない方を除きます。

(*) 加入申込票またはweb画面の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

生命保険コース

本人・配偶者

■新規加入の場合

アルプスアルパイングループ各社に在籍する役員・従業員およびその配偶者で、申込日現在、健康で正常に勤務または健康で正常な日常生活を営んでいる2025年7月25日現在、以下に該当する方。

本人 満15歳以上65歳6か月以下の方。
配偶者 満18歳以上65歳6か月以下の方。

■継続加入の場合

更新時70歳6か月以下の方が継続して加入できます。ただし、65歳6か月を超え70歳6か月以下の方は、65歳時の保険金額の同額以下(ただし、本人2,000万円・配偶者1,000万円以下)となります。増額はできません。

※本人が脱退した場合(死亡・高度障害含む)は配偶者も脱退となります。

※夫婦ともに本人加入資格を満たす場合には、それぞれ本人資格として加入してください。配偶者としての加入はできません。

子ども

本人が扶養している子ども(健康保険法に定める被扶養者に関する規定を準用)で、申込日現在、健康で正常な日常生活を営んでいる2025年7月25日現在、2歳6か月を超え22歳6か月以下の方。

※子どもが加入する場合は、加入資格のある子どもは全員加入してください。また、保険金額は全員同一としてください。

※本人が脱退した場合(死亡・高度障害含む)は、子どもも脱退となります。

一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たす限り同額以下の保障額で継続できます。

ライフステージ・年代別おすすめプラン

年令やライフステージが変われば、必要な補償（保障）やその額も大きく変わりますので、その時々自分に合った保険を選ぶことが大切です。

何を備えたいですか？

日常生活のリスクに合わせてケガや病気に備えたい

おすすめ
ケガ・病氣補償コース

外出先の持ち物の破損に備えたい

おすすめ
生活サポートコース
(携行品損害)

働き盛りの世代の万に備えたい

おすすめ
生命保険コース
長期収入サポートコース

親の介護に備えたい

おすすめ
生活サポートコース
(親介護一時金)
(親の介護による休業補償)

自分にぴったりの補償（保障）を組み合わせたい

ライフプランや家計に合わせた保険設計は、AFSのファイナンシャルプランナーにお任せください！

AFSはすべての営業所にファイナンシャルプランナーが在籍しており、グループバック保険以外にも自動車保険、住まい・家財の保険、医療・がん保険など各種保険も相談いただけます。
(詳細 P57～59)

おすすめプラン 月払保険料例		22才単身の場合 合計 1,678円	30才、妻28才の場合 合計 4,930円																											
ライフステージに合わせて 最適な保険に入りたい ご本人さま (男性の場合) 	<table><tr><th>コース</th><th>月払保険料</th></tr><tr><td>生命保険 (250万円)</td><td>228円</td></tr><tr><td>ケガ補償 (A1)</td><td>950円</td></tr><tr><td>病氣補償 (B1)</td><td>300円</td></tr><tr><td>交通傷害 (D1)</td><td>20円</td></tr><tr><td>日常生活賠償 (E3)</td><td>120円</td></tr><tr><td>携行品損害 (F1)</td><td>60円</td></tr></table>	コース	月払保険料	生命保険 (250万円)	228円	ケガ補償 (A1)	950円	病氣補償 (B1)	300円	交通傷害 (D1)	20円	日常生活賠償 (E3)	120円	携行品損害 (F1)	60円	<table><tr><th>コース</th><th>月払保険料</th></tr><tr><td>生命保険 (1,500万円)</td><td>1,365円</td></tr><tr><td>ケガ補償 (A1)</td><td>950円</td></tr><tr><td>病氣補償 (B1)</td><td>680円</td></tr><tr><td>交通傷害 (D1)</td><td>20円</td></tr><tr><td>日常生活賠償 (E3)</td><td>120円</td></tr><tr><td>携行品損害 (F1)</td><td>60円</td></tr></table>	コース	月払保険料	生命保険 (1,500万円)	1,365円	ケガ補償 (A1)	950円	病氣補償 (B1)	680円	交通傷害 (D1)	20円	日常生活賠償 (E3)	120円	携行品損害 (F1)	60円
	コース	月払保険料																												
生命保険 (250万円)	228円																													
ケガ補償 (A1)	950円																													
病氣補償 (B1)	300円																													
交通傷害 (D1)	20円																													
日常生活賠償 (E3)	120円																													
携行品損害 (F1)	60円																													
コース	月払保険料																													
生命保険 (1,500万円)	1,365円																													
ケガ補償 (A1)	950円																													
病氣補償 (B1)	680円																													
交通傷害 (D1)	20円																													
日常生活賠償 (E3)	120円																													
携行品損害 (F1)	60円																													
	Point 楽しい社会人生活を送るために、病氣やケガによる経済的なリスクを回避できるよう、保険での備えを検討しましょう。	終身医療保険の ご提案もしております。 (詳細P58) 																												
配偶者さま (女性の場合) 	<table><tr><th>コース</th><th>月払保険料</th></tr><tr><td>生命保険 (500万円)</td><td>285円</td></tr><tr><td>ケガ補償 (A1)</td><td>950円</td></tr><tr><td>病氣補償 (B1)</td><td>500円</td></tr></table>	コース	月払保険料	生命保険 (500万円)	285円	ケガ補償 (A1)	950円	病氣補償 (B1)	500円	Point 自分に万が一のことがあった際、ご自身と配偶者への補償（保障）は十分であるか、夫婦お二人で互いの保険を見直すことをオススメします。																				
コース	月払保険料																													
生命保険 (500万円)	285円																													
ケガ補償 (A1)	950円																													
病氣補償 (B1)	500円																													
お子さま 																														

※生命保険コースは保険年齢、その他コースは満年齢の保険料を記載しております。
※生命保険コースの保険金額は、生命保険文化センター「2031（令和3）年度生命保険に関する全国実態調査」

※生命保険コースは保険年齢、その他コースは満年齢の保険料を記載しております。
※生命保険コースの保険金額は、生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」

家族構成や生活環境が変化したときには、加入している保険の内容を確認しその時々ニーズに適した保険に加入しましょう。

子どもが生まれたときは…

住宅を購入したときは…

子どもが独立したときは…

ご退職

退職者制度 継続

退職後も引き続きご加入いただくことができます。退職された方は移行手続きをお願いします。

35才、妻33才、子ども3才の場合 合計 8,653円	40才、妻38才、子ども8才の場合 合計 13,755円	56才、妻54才の場合 合計 22,359円																																																																		
<table> <tr><th>コース</th><th>月払保険料</th></tr> <tr><td>生命保険 (2,500万円)</td><td>2,275円</td></tr> <tr><td>ケガ補償 (A1)</td><td>950円</td></tr> <tr><td>病氣補償 (B1)</td><td>770円</td></tr> <tr><td>がん診断 (SG)</td><td>310円</td></tr> <tr><td>先進医療 (SS)</td><td>60円</td></tr> <tr><td>交通傷害 (D1)</td><td>20円</td></tr> <tr><td>日常生活賠償 (E3)</td><td>120円</td></tr> <tr><td>携行品損害 (F1)</td><td>60円</td></tr> <tr><td>ボーナス補償プラン (X1)×4口</td><td>1,000円</td></tr> </table> Point ゴルフをされる方は生活サポートコース ホームインワン・アルパトロス 費用もオススメです。	コース	月払保険料	生命保険 (2,500万円)	2,275円	ケガ補償 (A1)	950円	病氣補償 (B1)	770円	がん診断 (SG)	310円	先進医療 (SS)	60円	交通傷害 (D1)	20円	日常生活賠償 (E3)	120円	携行品損害 (F1)	60円	ボーナス補償プラン (X1)×4口	1,000円	<table> <tr><th>コース</th><th>月払保険料</th></tr> <tr><td>生命保険 (2,500万円)</td><td>2,925円</td></tr> <tr><td>ケガ補償 (A2)</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td>病氣補償 (B2)</td><td>1,180円</td></tr> <tr><td>がん診断 (SG)</td><td>470円</td></tr> <tr><td>先進医療 (SS)</td><td>60円</td></tr> <tr><td>交通傷害 (D1)</td><td>20円</td></tr> <tr><td>日常生活賠償 (E3)</td><td>120円</td></tr> <tr><td>携行品損害 (F1)</td><td>60円</td></tr> <tr><td>ボーナス補償プラン (X1)×4口</td><td>1,320円</td></tr> <tr><td>長期補償プラン (G1)×2口</td><td>1,120円</td></tr> </table>	コース	月払保険料	生命保険 (2,500万円)	2,925円	ケガ補償 (A2)	1,900円	病氣補償 (B2)	1,180円	がん診断 (SG)	470円	先進医療 (SS)	60円	交通傷害 (D1)	20円	日常生活賠償 (E3)	120円	携行品損害 (F1)	60円	ボーナス補償プラン (X1)×4口	1,320円	長期補償プラン (G1)×2口	1,120円	<table> <tr><th>コース</th><th>月払保険料</th></tr> <tr><td>生命保険 (1,500万円)</td><td>7,350円</td></tr> <tr><td>ケガ補償 (A2)</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td>病氣補償 (B2)</td><td>3,310円</td></tr> <tr><td>成人病2倍支払 (S2)</td><td>1,140円</td></tr> <tr><td>がん診断 (SG)</td><td>1,390円</td></tr> <tr><td>先進医療 (SS)</td><td>60円</td></tr> <tr><td>交通傷害 (D1)</td><td>20円</td></tr> <tr><td>日常生活賠償 (E3)</td><td>120円</td></tr> <tr><td>携行品損害 (F1)</td><td>60円</td></tr> <tr><td>本人介護一時金 (J1)</td><td>80円</td></tr> <tr><td>ボーナス補償プラン (X1)×3口</td><td>2,274円</td></tr> </table>	コース	月払保険料	生命保険 (1,500万円)	7,350円	ケガ補償 (A2)	1,900円	病氣補償 (B2)	3,310円	成人病2倍支払 (S2)	1,140円	がん診断 (SG)	1,390円	先進医療 (SS)	60円	交通傷害 (D1)	20円	日常生活賠償 (E3)	120円	携行品損害 (F1)	60円	本人介護一時金 (J1)	80円	ボーナス補償プラン (X1)×3口	2,274円
コース	月払保険料																																																																			
生命保険 (2,500万円)	2,275円																																																																			
ケガ補償 (A1)	950円																																																																			
病氣補償 (B1)	770円																																																																			
がん診断 (SG)	310円																																																																			
先進医療 (SS)	60円																																																																			
交通傷害 (D1)	20円																																																																			
日常生活賠償 (E3)	120円																																																																			
携行品損害 (F1)	60円																																																																			
ボーナス補償プラン (X1)×4口	1,000円																																																																			
コース	月払保険料																																																																			
生命保険 (2,500万円)	2,925円																																																																			
ケガ補償 (A2)	1,900円																																																																			
病氣補償 (B2)	1,180円																																																																			
がん診断 (SG)	470円																																																																			
先進医療 (SS)	60円																																																																			
交通傷害 (D1)	20円																																																																			
日常生活賠償 (E3)	120円																																																																			
携行品損害 (F1)	60円																																																																			
ボーナス補償プラン (X1)×4口	1,320円																																																																			
長期補償プラン (G1)×2口	1,120円																																																																			
コース	月払保険料																																																																			
生命保険 (1,500万円)	7,350円																																																																			
ケガ補償 (A2)	1,900円																																																																			
病氣補償 (B2)	3,310円																																																																			
成人病2倍支払 (S2)	1,140円																																																																			
がん診断 (SG)	1,390円																																																																			
先進医療 (SS)	60円																																																																			
交通傷害 (D1)	20円																																																																			
日常生活賠償 (E3)	120円																																																																			
携行品損害 (F1)	60円																																																																			
本人介護一時金 (J1)	80円																																																																			
ボーナス補償プラン (X1)×3口	2,274円																																																																			
<table> <tr><th>コース</th><th>月払保険料</th></tr> <tr><td>生命保険 (750万円)</td><td>428円</td></tr> <tr><td>ケガ補償 (A1)</td><td>950円</td></tr> <tr><td>病氣補償 (B1)</td><td>680円</td></tr> <tr><td>交通傷害 (D1)</td><td>20円</td></tr> <tr><td>携行品損害 (F1)</td><td>60円</td></tr> </table>	コース	月払保険料	生命保険 (750万円)	428円	ケガ補償 (A1)	950円	病氣補償 (B1)	680円	交通傷害 (D1)	20円	携行品損害 (F1)	60円	<table> <tr><th>コース</th><th>月払保険料</th></tr> <tr><td>生命保険 (1,000万円)</td><td>980円</td></tr> <tr><td>ケガ補償 (A1)</td><td>950円</td></tr> <tr><td>病氣補償 (B1)</td><td>770円</td></tr> <tr><td>がん診断 (SG)</td><td>310円</td></tr> <tr><td>先進医療 (SS)</td><td>60円</td></tr> <tr><td>交通傷害 (D1)</td><td>20円</td></tr> <tr><td>携行品損害 (F1)</td><td>60円</td></tr> </table>	コース	月払保険料	生命保険 (1,000万円)	980円	ケガ補償 (A1)	950円	病氣補償 (B1)	770円	がん診断 (SG)	310円	先進医療 (SS)	60円	交通傷害 (D1)	20円	携行品損害 (F1)	60円	<table> <tr><th>コース</th><th>月払保険料</th></tr> <tr><td>生命保険 (500万円)</td><td>1,175円</td></tr> <tr><td>ケガ補償 (A1)</td><td>950円</td></tr> <tr><td>病氣補償 (B1)</td><td>1,520円</td></tr> <tr><td>がん診断 (SG)</td><td>870円</td></tr> <tr><td>先進医療 (SS)</td><td>60円</td></tr> <tr><td>交通傷害 (D1)</td><td>20円</td></tr> <tr><td>携行品損害 (F1)</td><td>60円</td></tr> </table>	コース	月払保険料	生命保険 (500万円)	1,175円	ケガ補償 (A1)	950円	病氣補償 (B1)	1,520円	がん診断 (SG)	870円	先進医療 (SS)	60円	交通傷害 (D1)	20円	携行品損害 (F1)	60円																						
コース	月払保険料																																																																			
生命保険 (750万円)	428円																																																																			
ケガ補償 (A1)	950円																																																																			
病氣補償 (B1)	680円																																																																			
交通傷害 (D1)	20円																																																																			
携行品損害 (F1)	60円																																																																			
コース	月払保険料																																																																			
生命保険 (1,000万円)	980円																																																																			
ケガ補償 (A1)	950円																																																																			
病氣補償 (B1)	770円																																																																			
がん診断 (SG)	310円																																																																			
先進医療 (SS)	60円																																																																			
交通傷害 (D1)	20円																																																																			
携行品損害 (F1)	60円																																																																			
コース	月払保険料																																																																			
生命保険 (500万円)	1,175円																																																																			
ケガ補償 (A1)	950円																																																																			
病氣補償 (B1)	1,520円																																																																			
がん診断 (SG)	870円																																																																			
先進医療 (SS)	60円																																																																			
交通傷害 (D1)	20円																																																																			
携行品損害 (F1)	60円																																																																			
<table> <tr><th>コース</th><th>月払保険料</th></tr> <tr><td>ケガ補償 (A1)</td><td>950円</td></tr> </table> Point 生命保険コースは3歳からご加入可能です。	コース	月払保険料	ケガ補償 (A1)	950円	<table> <tr><th>コース</th><th>月払保険料</th></tr> <tr><td>生命保険 (100万円)</td><td>70円</td></tr> <tr><td>ケガ補償 (A1)</td><td>950円</td></tr> <tr><td>病氣補償 (B1)</td><td>330円</td></tr> <tr><td>交通傷害 (D1)</td><td>20円</td></tr> <tr><td>携行品損害 (F1)</td><td>60円</td></tr> </table> Point マイホームを購入した際は、働けなくなった場合など、万一のリスクを考えて補償（保障）を手厚くすることも重要です。	コース	月払保険料	生命保険 (100万円)	70円	ケガ補償 (A1)	950円	病氣補償 (B1)	330円	交通傷害 (D1)	20円	携行品損害 (F1)	60円	Point これまで以上にがんなどの病氣が心配な年令に。子どもが独立する時期には、自分に介護が必要になった場合の補償（保障）も検討しましょう。																																																		
コース	月払保険料																																																																			
ケガ補償 (A1)	950円																																																																			
コース	月払保険料																																																																			
生命保険 (100万円)	70円																																																																			
ケガ補償 (A1)	950円																																																																			
病氣補償 (B1)	330円																																																																			
交通傷害 (D1)	20円																																																																			
携行品損害 (F1)	60円																																																																			

退職後も引き続きご加入いただくことができます。退職された方は移行手続きをお願いします。

継続できます

- 生命保険コース
- 病氣補償コース(★1)
- ケガ補償コース(★2)
- ★1 病氣補償コースにご加入の方…
グループバックOB ケガ・病氣補償コース^(※1) (満89才まで)
- 医療保険 Aセレクト (終身保障)^(※2)
- ★2 ケガ補償にご加入の方…
グループバックOB ケガ補償コース^(※1)

継続できません

- グループバック保険
- 病氣補償オプション (注)先進医療のみ継続できます。
- 生活サポートコース
- 長期収入サポートコース
- ボーナス補償プラン
- 長期補償プラン

(※1) 商品内容は一部異なります。
(※2) 「医療保険Aセレクト」とは…三井住友海上あいおい生命の終身型医療保険です。現在、病氣補償にご加入している方が一定の条件を満たす場合に、簡単な告知で移行頂きます。保険料はご加入時のまま一生変わらせずに疾病の補償が一生涯にわたって受けられます。

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

ケガ補償コース 病気補償コース

おすすめ
ポイント

ケガ

病気

オプション

保険期間：2025年7月25日午後4時～2026年7月25日午後4時
保険料控除開始：2025年8月給与から毎月控除

ケガ：
37%※1
割引!!

病気：
30%※1
割引!!



※1 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

1 簡単な告知で申込みいただけます！

※病気補償コース・病気補償オプションは健康に関する告知が必要となります。

2 病気の日帰り入院も補償！（お支払限度730日）

病気補償コース（B1,B2）では、病気で入院した際、1日目から5,000円（B1）または10,000円（B2）の疾病入院保険金が補償されます。

3 充実の医療補償！

入院・手術の補償に加え、オプションでがんや成人病に備えることもできます。
はじめてご加入される入院補償としてはもちろん、現在ご加入の医療保険等の上乗せ補償としてもご利用いただけます。

4 熱中症にも備えられます！（ケガ補償コース自動セット）

※傷害死亡保険金はお支払対象外です。

5 ご家族もご加入できます！

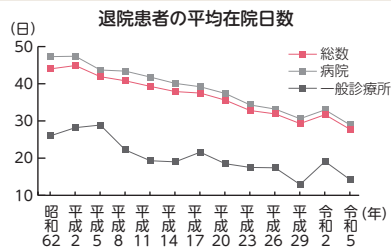
被保険者（補償の対象者）本人（※）となれる方の範囲は、アルプスアルパイン株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。）です。
（※）加入申込票またはweb画面の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
病気補償コース（病気補償オプションを含む）の場合は、上記の方で保険始期日（2025年7月25日）時点で満0才以上89才以下かつ健康に関する告知の結果ご加入できると判定された方です。

6 ご退職後はOB向けグループバック保険に移行できます！

・OB向けグループバック保険：退職後の病気補償コースのご加入は満89才までとなります。オプションについては、先進医療のみ移行できます。
・医療保険Aセレクト：簡単な告知で一生涯の病気入院補償へ移行することができます。

疾病入院時一時金のご案内

短期入院時の補償を充実し、
入院一日から一時金をお支払いします。



厚生労働省 令和5年(2023)患者調査の概況
統計表6 退院患者の平均在院日数、施設の種類・年次・年齢階級別

？ 先進医療とは

先進医療の技術料は全額自己負担となります。

大学病院等の医療機関で研究・開発された最新の医療技術の中で、安全性と治療効果を確保したうえで、一般の保険診療との併用（混合診療）が認められた制度を「先進医療」といいます。診察・検査等一般の保険診療と共通する部分は公的医療保険制度の対象（保険診療）になりますが、先進医療にかかる費用は全額自己負担（保険外診療）です。

粒子線治療の平均費用（めやす）

重粒子線治療 約314万円
陽子線治療 約266万円

令和5年12月7日厚生労働省「第127回先進医療会議」資料「令和5年度先進医療技術の実績報告等について（先進医療A）」をもとに試算
2024年11月時点



ケガ補償コース・病気補償コース保険金お支払例

ケガ補償コース

真冬の凍った道を歩いていて転倒し、腕を骨折した。5日間入院し入院中に手術を受け、退院後15日間通院した。
（A2セット加入の場合）

・傷害入院保険金	6,000円×5日＝30,000円
・傷害手術保険金	60,000円
・傷害通院保険金	4,000円×15日＝60,000円
合計	150,000円



病気補償コース

盲腸で5日間入院し手術を受け、退院後3日間通院した。
（B2セット加入の場合）

・疾病入院保険金	10,000円×5日＝50,000円
・疾病手術費用保険金	167,900円（実費）＋10万円＝267,900円
・疾病通院保険金	3,000円×3日＝9,000円
合計	326,900円

病気補償オプション

人間ドックで食道がんが見つかり、遠方の病院で先進医療（重粒子線治療）を受けるため21日間入院し退院した。
（B2セット、S2セット、SGセット、SSセット、SNセット、STセット加入の場合）

・疾病入院保険金	10,000円×21日＝210,000円（B2セット）
	10,000円×21日＝210,000円（S2セット）
・がん診断保険金	1,000,000円（SGセット）
・先進医療費用保険金（交通費等も含む）	2,990,000円（SSセット）
・疾病入院時一時金	50,000円（SNセット）
・疾病退院時一時金	100,000円（STセット）
合計	4,560,000円



お客さまからよくあるご質問

Q1. 病気時の通院は何日まで補償されますか？

A1. 90日までとなります。

Q2. 保険金請求権に期限はありますか？

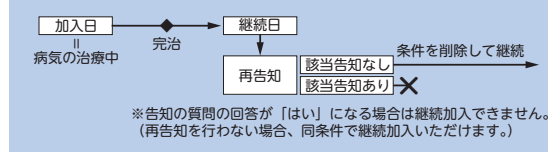
A2. 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

Q3. 健康状況告知の質問の回答が「はい」になる場合は、加入できますか？

A3. 告知の質問の回答が「はい」になる場合は、ご加入をお引受けできません。

Q4. 既往症を補償しない条件で加入しているが、この条件を削除することはできますか？

A4. 継続時に再度「健康状況告知書 質問事項」に回答していただくことで、条件を削除して継続いただくことができます。ただし、質問内容の回答がいずれも「いいえ」の場合に限りです。



ケガ補償コース・病気補償コース

ケガ
病気
オプション

基本
補償

ケガ補償コース

「病気補償コース」のみ単独加入はできません。
「ケガ補償コース」で選択した同セットをお申込みください。

補償内容		A1	A2
傷害死亡・ 後遺障害保険金額	ケガで死亡したとき	300万円	600万円
	ケガで後遺障害が発生したとき	12～300万円	24～600万円
傷害入院保険金日額	ケガで入院したとき（180日限度）	1日につき 3,000円	1日につき 6,000円
傷害手術保険金	ケガで手術を受けたとき	入院中 30,000円	60,000円
		入院中以外 15,000円	30,000円
傷害通院保険金日額	ケガで通院したとき（90日限度）	1日につき 2,000円	1日につき 4,000円

病気補償コース

※健康に関する告知が必要となります。
「病気補償コース」加入の場合、A1の方はB1、
A2の方はB2にのみご加入できます。

補償内容		B1	B2
疾病入院保険金日額	病気で入院したとき（730日限度）	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円
疾病手術費用保険金	病気で入院し健康保険の手術料の対象となる 手術を受けたとき	100万円限度の実費※1 +臨時費用10万円	
疾病通院保険金日額	病気で入院前後に通院したとき※2 (病気入院前60日間、退院後180日間のうち90日限度)	1日につき 3,000円	

※1 手術日以降の差ベッド代、他の病院への移転費（医師の指示がある場合）、手術日以降の治療費のうち健康保険自己負担分等（自己負担分については、公的医療保険制度や健康保険組合から還付される部分は除きます。）

※2 疾病入院の原因となった病気の治療のための通院に限ります。

病気補償オプション

※健康に関する告知が必要となります。

単独加入はできません。必ず病気補償コースにご加入ください。

オプション名	セット名	補償内容	S1 (B1加入の方)	S2 (B2加入の方)
成人病2倍支払※1	S1/S2	成人病※2で入院・通院したとき、 疾病入院通院保険金日額に右の金額 を上乗せしてお支払いします。	入院 日額 5,000円	日額 10,000円
			通院 日額 3,000円	日額 3,000円
がん診断保険金	SG	がんと診断され治療を開始したとき、一 時金として100万円をお支払いします。	100万円	
先進医療費用	SS	国内で先進医療治療を受けたときの実費 (技術料等)を1,000万円を限度にお支 払いします。	1,000万円	
疾病入院時一時金	SN	病気入院1日から一時金としてお支払い します。	5万円	
疾病退院時一時金	ST	病気で14日以上継続して入院した後に退 院したとき、または入院が365日を超え たときに一時金としてお支払いします。	10万円	

※1 「成人病のみ補償特約」をセットしています。

※2 病気補償オプションの対象となる成人病は、がん(悪性新生物)、糖尿病、高血圧性疾患、脳血管疾患、心疾患のうち特約記載の病気をさします。

コースの組み合わせ方

Q1 どちらの補償が必要ですか？

A：ケガ補償コースのみ

B：ケガ補償コース+病気補償コース

→ A1またはA2を
お選びください。

→ Q2へ

Q2 病気補償オプションは必要ですか？

A：はい → オプションをお選びください

B：いいえ → A1とB1、またはA2とB2をお選びください。

「ケガ補償コース」

月払保険料	A1	A2
	950円	1,900円

「病気補償コース」

年齢*	B1	B2
0～4才	430円	770円
5～9才	330円	590円
10～14才	170円	280円
15～19才	200円	300円
20～24才	300円	450円
25～29才	500円	750円
30～34才	680円	1,010円
35～39才	770円	1,130円
40～44才	820円	1,180円
45～49才	1,050円	1,550円
50～54才	1,520円	2,210円
55～59才	2,290円	3,310円
60～64才	3,690円	5,270円
65～69才	5,690円	8,350円
70～74才	8,580円	12,790円
75～79才	13,850円	21,640円
80～84才	21,770円	35,070円
85～89才	24,960円	40,190円

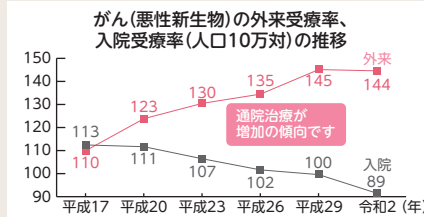
「病気補償オプション」

S1	S2	SG	SS	SN	ST
50円	90円	20円	60円	160円	30円
40円	70円	20円	60円	120円	20円
20円	30円	20円	60円	70円	20円
20円	30円	20円	60円	60円	30円
20円	30円	30円	60円	90円	40円
30円	60円	100円	60円	120円	50円
60円	100円	190円	60円	150円	60円
90円	160円	310円	60円	160円	70円
140円	240円	470円	60円	150円	70円
240円	410円	700円	60円	170円	90円
420円	710円	870円	60円	200円	130円
670円	1,140円	1,390円	60円	250円	170円
1,060円	1,820円	2,680円	60円	350円	270円
1,710円	2,970円	3,600円	60円	500円	390円
2,720円	4,740円	4,610円	60円	660円	560円
5,350円	9,390円	4,800円	60円	770円	770円
8,750円	15,620円	2,640円	60円	880円	1,100円
10,400円	18,500円	1,720円	60円	760円	1,260円

* 年齢は2025年7月25日時点の満年齢となります。

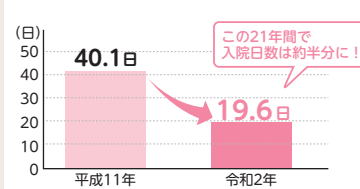
オプション「がん診断保険金」
(SG)で備えられます！

Pick up!! データでみる **がん** について



出典:厚生労働省「令和2年患者調査の概況」

がん(悪性新生物)の平均在院日数の推移



この21年間で
入院日数は約半分に！

出典:厚生労働省「令和2年患者調査の概況」

早期発見・早期治療により、がんは治る病気になってきました

全がんの
5年実測生存率(計)

60.3%

部位別5年実測生存率(計)

胃……62.3% 乳房(女)……88.1% 子宮頸部……72.7%

公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計2024」がん診断連携拠点病院等における5年生存率(2014～2015年診断例)から一部抜粋

※アプリケーションバンでの記入は不可です。黒のボールペンで記入願います。
※4-5月の一斉募集の際、web募集のご案内があった方は、「加入申込票」を「web画面」「記入」を「入力」に読み替えてください。
(紙申込のご案内があった方は、こちらの記入例をそのままご使用ください。)

社員番号・生年月日・性別をご記入ください。

記入した日をご記入ください。

必ずお選びください。

加入申込票兼健康状況告知書 (紙記入用) (※1) (※2) (※3) (※4) (※5) (※6) (※7) (※8) (※9) (※10) (※11) (※12) (※13) (※14) (※15) (※16) (※17) (※18) (※19) (※20) (※21) (※22) (※23) (※24) (※25) (※26) (※27) (※28) (※29) (※30) (※31) (※32) (※33) (※34) (※35) (※36) (※37) (※38) (※39) (※40) (※41) (※42) (※43) (※44) (※45) (※46) (※47) (※48) (※49) (※50) (※51) (※52) (※53) (※54) (※55) (※56) (※57) (※58) (※59) (※60) (※61) (※62) (※63) (※64) (※65) (※66) (※67) (※68) (※69) (※70) (※71) (※72) (※73) (※74) (※75) (※76) (※77) (※78) (※79) (※80) (※81) (※82) (※83) (※84) (※85) (※86) (※87) (※88) (※89) (※90) (※91) (※92) (※93) (※94) (※95) (※96) (※97) (※98) (※99) (※100)

申込氏名(カタカナ)をご記入いただき、加入内容をご確認のうえ申込が誤りなくご署名ください。所属コードも、必ずご記入ください。

補償の対象となる方(被保険者)の氏名(カタカナ)必須、生年月日、年令、性別をご記入ください。年令は2025年7月25日時点の満年令をご記入ください。

表面の職種コード一覧を参考に職業名・職種名(カタカナ)・職種コードをご記入ください。

変更や訂正をされる場合は、申込人・被保険者本人が訂正箇所にて重線を引き、正しい内容を記入のうえ訂正項目付近に「訂正」の文字を記してください。(押印不要)(15才未満の場合は職種名が署名)

他の保険契約・保険金請求の際は、全被保険者分をご確認・ご回答ください。回答が「あり」の場合、被保険者ごとに裏面の回答欄に内容をご記入ください。

・ご年令によって保険料が異なります。パンフレットでご確認ください。
・ご希望のセット名をご記入ください。

被保険者と団体との関係を右記「◆」関係より選んで記入ください。

＜病氣補償コースの注意＞
・脱退される場合は、加入申込票をご提出ください。

【病氣補償コース(B1,B2)または病氣補償オプション(S1,S2,SG,SS,SN,ST)を新たに追加する方・継続時に増額する方】
減額する方は告知不要です
・申込票の裏面の質問1,2のみ回答を必ずご記入ください。
(質問3は生活サポートコース専用)の回答欄とは、二重線で回答された場合は、二重線での回答のうえ訂正署名してください。

・質問に対する回答が「はい」の場合、ご加入をお受けできません。
・被保険者ご本人にて告知日記人・ご署名ください。(告知時における被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者がご署名ください。)

脱退の場合は×線で消したうえで、ご署名をお願いします。

告知時における被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者がご署名ください。
・(親権者:○○○○(親権者氏名))

ケガ補償コース・病氣補償コース

保険金の種類と補償内容

＜ご加入前に必ずお読みください＞
＜団体総合生活補償保険 (MS&AD型) ＞

※印を付した用語については、P42～P44の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日をきめて180日以内に死亡された場合	【傷害死亡・後遺障害保険金額の全額】 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症[※]に関する後遺障害保険金を含みます。)	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※] ●戦争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病氣[※]または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的見解のないもの ●入浴中の溺水[※](ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)によって発生した肺炎 ●P18の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●P18の「補償対象外となる職業」に従事するケガ ●乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日をきめて180日以内に後遺障害 [※] が発生した場合	【傷害死亡・後遺障害保険金額】 × 約款所定の保険金支払割合 (4%～100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日をきめて180日を超えてなお治療[※]を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日をきめて181日における医師[※]の診断に基づき後遺障害[※]の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症[※]に関する後遺障害保険金を含みます。)	
傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、入院 [※] された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	【傷害入院保険金日額】 × 【傷害入院の日数】 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日をきめて支払対象期間[※](1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数[※](180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ[※]を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、傷害入院保険金の支払対象期間 [※] (1,095日)中に手術 [※] を受けた場合	1回の手術[※]について、次の額をお支払いします。 ①入院[※]中に受けた手術の場合… 【傷害入院保険金日額】 × 【10】 ②①以外の手術の場合… 【傷害入院保険金日額】 × 【5】 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医師診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医師診療報酬点数表において、一連の治療[※]過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日をきめて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	★傷害補償 (MS&AD 型) 特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、通院 [※] された場合 (以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱帯、腱 (じん) 損傷等のケガを被った所定の部位 [※] を固定するために医師 [※] の指示によりギプス等 [※] を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間 [※] (180日) が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1 事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [※] (90日) に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(前記傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおり。)
		保険期間中に特定感染症 [※] を発病 [※] し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [※] が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%～100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症 [※] による後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が発病 [※] の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [※] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師 [※] の診断に基づき後遺障害 [※] の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症[※]の発病[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症[※]の発病[※] ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による特定感染症[※]の発病[※] (テロ行為による特定感染症[※]の発病[※]は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波による特定感染症[※]の発病[※] ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症[※]の発病[※] ●傷害保険金をお支払いすべきケガ[※]による特定感染症[※] ●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症[※]の発病[※] (ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) など
特定感染症による後遺障害保険金	★特定感染症危険 [後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金] 補償特約	保険期間中に特定感染症 [※] を発病 [※] し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合 (以下、この状態を「感染症入院」といいます。) ①入院 [※] した場合 ②感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	傷害入院保険金日額 × 感染症入院の日数 (注1) 感染症入院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症 [※] を発病 [※] した日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間 [※] (1,095日) が満了した日の翌日以降の感染症入院の日数 ・1 回の特定感染症の発病 [※] に基づく感染症入院について、特定感染症による入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数 [※] (180日) に到達した日の翌日以降の感染症入院の日数 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
		保険期間中に特定感染症 [※] を発病 [※] し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合 (以下、この状態を「感染症入院」といいます。) ①入院 [※] した場合 ②感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	傷害入院保険金日額 × 感染症入院の日数 (注1) 感染症入院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症 [※] を発病 [※] した日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間 [※] (1,095日) が満了した日の翌日以降の感染症入院の日数 ・1 回の特定感染症の発病 [※] に基づく感染症入院について、特定感染症による入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数 [※] (180日) に到達した日の翌日以降の感染症入院の日数 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症による通院保険金	★特定感染症危険 [後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金] 補償特約	保険期間中に特定感染症 [※] を発病 [※] し、その特定感染症のため通院 [※] された場合 (以下、この状態を「感染症通院」といいます。)	傷害通院保険金日額 × 感染症通院の日数 (注1) 感染症通院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症 [※] を発病 [※] した日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間 [※] (180日) が満了した日の翌日以降の感染症通院の日数 ・1 回の特定感染症の発病 [※] に基づく通院について、特定感染症による通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数 [※] (90日) に到達した日の翌日以降の感染症通院の日数 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(前記特定感染症による後遺障害保険金、入院保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおり。)
		保険期間中に特定感染症 [※] を発病 [※] し、その特定感染症のため通院 [※] された場合 (以下、この状態を「感染症通院」といいます。)	傷害通院保険金日額 × 感染症通院の日数 (注1) 感染症通院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症 [※] を発病 [※] した日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間 [※] (180日) が満了した日の翌日以降の感染症通院の日数 ・1 回の特定感染症の発病 [※] に基づく通院について、特定感染症による通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数 [※] (90日) に到達した日の翌日以降の感染症通院の日数 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(前記特定感染症による後遺障害保険金、入院保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおり。)
疾病入院保険金	★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P18 (☆) 参照	保険期間の開始後 ^(*) に発病 [※] した病気 [※] のため、保険期間中に入院 [※] された場合 (以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (※) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のこの契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間 [※] (1,095日) が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1 回の疾病入院について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [※] (730日) に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 [※] を発病 [※] された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気[※] ●精神障害^(*) およびそれによる病気[※] ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による病気 (テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^(*) ●妊娠または出産 (療養の給付) 等^(*)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。 ●原因がいかなくとも、頸 (けい) 部症候群[※]、腰痛その他を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの[※] ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気^(*) (加入者証等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時^(*)より前に発病[※]した病気^(*)については、保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院[※]を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定された内容の以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10 (2003年版) 準拠」によります。(特定精神障害補償特約 (自動的にセットされます。)) のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。
		疾病入院保険金をお支払いする場合で、次の①または②のいずれかに該当したとき。 ①疾病入院が終了し退院した後、その疾病入院の原因となった病気 [※] の治療 [※] のため、通院 [※] された場合 (以下、この状態を「疾病入院後通院」といいます。) ②疾病入院の開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気 [※] の治療のため、通院 [※] された場合 (以下、この状態を「疾病入院前通院」といいます。)	疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数 (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・保険期間の開始時 (疾病通院保険金の支払条件変更特約をセットしたこの契約に継続加入される場合は、継続してきた最初のこの契約の保険期間の開始時) より前の疾病通院の日数 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間 [※] (180日) が満了した日の翌日以降の疾病入院後通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間 (1,095日) 内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ① 疾病入院が終了し退院した後、その疾病入院の原因となった病気 [※] の治療のため、通院 [※] された場合 (以下、この状態を「疾病入院後通院」といいます。) ② 疾病入院の開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気 [※] の治療のため、通院 [※] された場合 (以下、この状態を「疾病入院前通院」といいます。)	(前記特定感染症による後遺障害保険金、入院保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおり。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病通院保険金の支払条件変更特約セット ☆特定精神障害者補償特約セット P18(☆) 参照			《前ページから続く》 (※3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 (※5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
疾病手術費用保険金 ★疾病手術に伴う費用補償特約 ☆特定精神障害者補償特約セット	保険期間中に疾病入院を開始した場合で、その疾病入院の期間中 ^(※) に、医師 [※] による健康保険の手術料の対象となる手術を受けられた場合 (※) 疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間 [※] (1,095日)が満了するまでの間に限ります。	疾病入院の期間中 ^(※) に発生した次の費用のうち被保険者が負担した費用をお支払いします。ただし、ア.からウ.までの費用の合計は、1回の疾病入院 [※] につき疾病手術費用保険金額を限度とします。 ア. 手術日以降の入院中の治療に要した費用 イ. 手術日以降の病院または診療所のベッドまたは病室の使用料 ウ. 医師 [※] の指示により、手術のため入院 [※] 中の病院または診療所より、他の病院または診療所へ移転するための移転費（医師または看護士が付き添うことを要する場合には、その費用を含みます。また、手術後に入院中の病院または診療所へ再移転するための費用を含みます。） エ. 手術を伴う入院によって臨時に発生した費用（1回の手術について10万円をお支払いします。ただし、1回の疾病入院において2回以上手術が行われた場合であっても10万円とします。） (※) 疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間 [※] （1,095日）が満了するまでの間に限ります。 (注1) 次のいずれかの給付等がある場合は、実際にかかった費用から差し引きます。 ・ 公的医療保険制度 [※] または労働者災害補償制度 [※] から給付される費用 ・ 加害者等から支払われた損害賠償金 など (注2) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、「保険金をお支払いしない主な場合」の（注）を次のとおり読み替えます。 (注) 保険期間の開始時 ^(※5) より前に発病した病気 ^(※4) については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 (※5) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
疾病入院時一時金 ★疾病入院時一時金補償特約 ☆特定精神障害者補償特約セット P18(☆) 参照	「疾病入院」の状態が、免責期間[※]（0日）を超えて継続した場合	疾病入院時一時金額の全額 (注1) 1回の疾病入院 [※] につき1回を限度にお支払いします。 (注2) 疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気を発病した場合は、疾病入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、（注）および（※5）の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
疾病退院時一時金 ★疾病退院時一時金補償特約 ☆特定精神障害者補償特約セット P18(☆) 参照	①「疾病入院」の状態が14日以上継続した後に、生存して退院された場合 ②「疾病入院」の状態が365日を超えた場合	疾病退院時一時金額の全額 (注1) 1回の疾病入院 [※] につき1回を限度にお支払いします。 (注2) 左記「保険金をお支払いする場合」の②により疾病退院時一時金をお支払いした後、生存して退院された場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による疾病退院時一時金を重ねてはお支払いしません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、（注）および（※5）の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
がん診断保険金 ★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	医師[※]によって、病理組織学的所見(生検)により特約記載のがん(悪性新生物)に罹患したことが診断され、治療を開始された場合(保険期間中にがんと診断された場合に限りです。) (注1) 病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見により診断と認めることがあります。 (注2) 〔継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意〕 がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)^(*)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん(悪性新生物)^(*)を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額ただし、がん(悪性新生物)^(*)を発病した時が、がん診断時の属する日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*) がん(悪性新生物)と医学上因果関係がある病気を含みます。	がん診断保険金額の全額 (注1) 保険期間中1回に限ります。 (注2) 被保険者が医師[※]から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)*が被保険者に代わって保険金を請求することができます。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」(注)を除きます。の)ほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん診断時が、この保険契約の始期日^(*)より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) など (*) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	ケガ[※]または病気の[※]治療[※]のため、保険期間中に日本国内において先進医療^(*)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注) 〔継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意〕 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を^(*)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を^(*)を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を^(*)を発病した時が、そのケガまたは病気を^(*)によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*) 1 「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (*) 2 先進医療の原因となつた病気と医学上因果関係がある病気を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用^(*) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (*) 先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を過ぎ、先進医療費用保険金金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)*が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注) 保険期間の開始時^(*)より前に被ったケガまたは発病^(*)した病気^(*)に、被ったときは保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を^(*)を発病した時が、そのケガまたは病気を^(*)による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*) 4 この病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 (*) 5 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始日をいいます。

補償対象外となる運動等	
山岳登山 ^(※1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(※2) 操縦 ^(※3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗	その他これらに類する危険な運動
(※1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。	
(※2) グライダーおよび飛行船は含みません。	
(※3) 職務として操縦する場合は含みません。	
(※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。	
補償対象外となる職業	
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士	その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(☆) 疾病保険金（疾病入院保険金、疾病通院保険金）、疾病入院時一時金、疾病退院時一時金
【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
病気を補償する加入タイプ^(※1)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院の原因となった病気^(※2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
②この保険契約のお支払条件で算出した金額
ただし、病気^(※2)を発病した時が、その病気による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡りして1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
(※1) 疾病入院時一時金、疾病退院時一時金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
(※2) 疾病入院の原因となった病気と医学上因果関係がある病気^(※2)を含みます。

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [※] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約（A1、A2、A3、A4 セット）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ [※] のときも、傷害保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 ・先進医療費用保険金
熱中症危険補償特約（A1、A2、A3、A4 セット）	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。
成人病のみ補償特約（S1、S2 セット）	特約記載の成人病（がん（悪性新生物） [※] 、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうち特約記載の病気 [※] をいいます。）の治療 [※] を目的とした入院 [※] および通院 [※] の期間に限り、疾病保険金をお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。
保険金の請求に関する特約（S1、S2 セット）	被保険者が医師 [※] から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 （注）被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 本特約が適用される傷病名 ・成人病
疾病手術保険金等対象外特約（B1、B2、S1、S2 セット）	疾病手術保険金および疾病放射線治療保険金をお支払いしません。

＜団体総合生活補償保険(MS&AD型)＞ 生活サポートコース

保険期間：2025年8月1日午後4時～2026年8月1日午後4時
保険料控除開始：2025年10月給与から毎月控除



交通傷害	日常生活賠償	携行品損害	ホールインワン・アルバトロス費用
救済者費用	本人介護一時金	親介護一時金	親の介護による休業補償

仕事と介護を両立させるために

親介護一時金

親の介護による休業補償

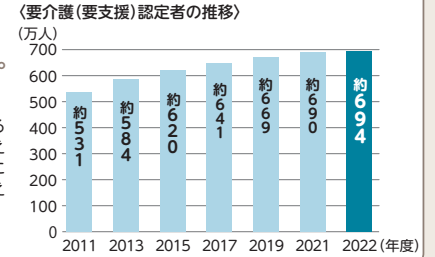
親の介護が必要になったら… あなたは「その日に」備えていますか？

超高齢社会到来

ご両親の介護は、他人事ではありません！

要介護（要支援）の認定者数は年々増え続け、
2011年からの11年間で1.3倍に。

（出典：厚生労働省「令和4年度介護保険事業状況報告」）



脳卒中や転倒・骨折等をきっかけに要介護状態になる高齢者は多く、「親の介護は突然やってくる」といえます。親の介護が必要になったときに「介護を理由に仕事を辞めない」ためには、あらかじめ経済的な備えをしておくことが重要です。

親介護のリスク

親の介護は、突然にやってきます

ある日 親が倒れる

入院・手術

退院

1週間後

介護が必要に

いざ、親の介護に直面したら

◎誰が？
◎どこで？
◎どうやって？

介護をするのか…

◎公的介護保険を利用するには、
どういう手続きが必要なんだろう…
◎介護はいつまで必要なんだろう…
◎費用はいくらかかるんだろう…

仕事と介護を両立するためには

施設での介護を考えているAさん

親の状態に応じた介護施設を探さないと…
希望する施設に空きがないことも想定されます。

自宅での介護を考えているBさん

ヘルパーを雇ったり、親族の協力を得たりと、介護ができる体制を整えるには時間がかかります。

「初期対応が大事」

職場の介護休業制度を利用し、しっかりと初期の対応をとることで仕事と介護の両立が可能に！



このような場合に役立ちます！

親介護一時金

介護の初期費用、いくらかかるんだろう…？

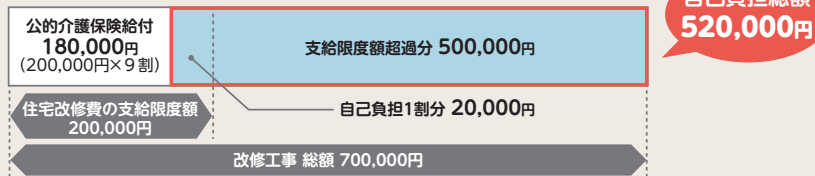
(出典：生命保険文化センター
「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」)

現状の公的介護制度では足りないケースも多々あります。ひとつの例を紹介します。

所定の実介護状態となり、自宅で介護をするためトイレの改修、玄関・階段の手すりつけ、浴室の改修を行った場合

トイレの改修	排泄に介助が必要となったので、入り口の引き戸への変更、手すりの取り付け、和式便器から洋式便器への交換をしました。	300,000円
玄関・階段の手すり	歩行に介助が必要となったので、玄関と階段に手すりをつけました。	100,000円
浴室の改修	入浴に全面的な介助が必要となったので、段差の解消、入り口の引き戸への変更、手すりの取り付けをおこないました。	300,000円

改修工事を行う場合の自己負担額の例

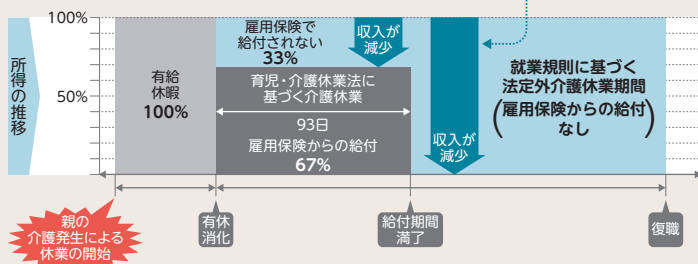


手すりの取り付けや段差の解消等、小規模な住宅改修に要する費用が給付されます。利用者がいったん全額を事業者を支払った後、限度額範囲内でかかった費用の9割(または8割もしくは7割)が公的介護保険から給付されます。残り1割(または2割もしくは3割)と限度額をこえた費用が自己負担になります。住宅改修費は同一住宅につき20万円(給付は18万円または16万円もしくは14万円)までが限度額となります。(2025年1月時点)



親の介護による休業補償

この収入の減少に備えるのが「親の介護による休業補償」です。



生活サポートコース保険金お支払状況

アルプスアルパイングループの社員とご家族の皆さまにたくさんご利用いただいています！

保険金の種類	件数	支払保険金
交通傷害	20件	89万円
日常生活賠償	21件	309万円
携行品損害	45件	157万円
ホールインワン・アルバトロス費用	1件	30万円

2023年度実績 (2023年7月25日～2024年7月24日調べ)
(※) 交通傷害のお支払い件数・お支払い保険金はケガ・病氣補償コースの実績を含みます。

2023年度 保険金お支払い実績		
たくさんのご加入者さまに保険金をお支払いさせていただきました		
ケガ・病氣補償コース	お支払い件数	お支払い金額
生活サポートコース	1,556件	約9,450万円

過去のお支払事例



一眼レフのカメラを落としてしまい修理をした。
約40,000円のお支払い



ホールインワン達成で祝賀会を開催した。
約900,000円のお支払い



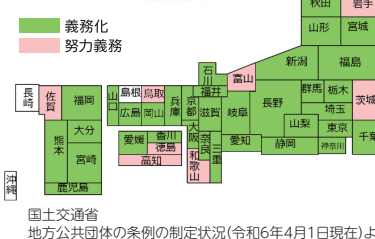
自転車で歩行者と接触し治療費を支払った。
約120,000円のお支払い

あなたのお住まいの地域は自転車保険が義務化されていますか？



自転車事故による被害者の救済と加害者の経済的負担を軽減するため、全国的に自転車保険の加入を義務化する自治体が増えています。

※加害者が子どもであっても、保護者に責任が問われるケースがあります。



自転車での加害事故によって高額賠償となった事例

判決認容額 約9,500万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

判決認容額 約9,300万円

生活サポートコース「日常生活賠償」は、自転車事故によるお相手への損害賠償を備えられます

- 自転車事故以外でも日常生活で起こる賠償事故に対応
- 加入者ご本人はもちろん、ご家族も備えられます(対象範囲はP36をご参照ください)
- 安心の示談交渉サービス付き(国内のみ)

月々120円の保険料で
最高3億円の補償!!
(E3セットの場合)

生活サポートコース保険料

	セット	保険金額	月払保険料
基本補償 交通傷害 (傷害死亡・後遺障害)	D1	100万円	20円
	D5	500万円	120円
	D30	3,000万円	720円
日常生活賠償 国内のみ 示談交渉サービス付	E2	2億円	110円
	E3	3億円	120円
携行品損害	F1	10万円	60円
	F2	20万円	90円
	F3	30万円	140円
ホールインワン・ アルバトロス費用	G3	30万円	240円
	G5	50万円	400円
	G10	100万円	810円
救護者費用	H3	300万円	20円
	H6	600万円	30円
	H10	1,000万円	50円

※「本人介護一時金」「親介護一時金」の特約被保険者、「親の介護による休業補償」の介護対象者は、2025年8月1日時点で満20才以上89才以下の方、かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

	セット	保険金額	年令	月払保険料	年令	月払保険料
本人介護一時金 ※健康に関する告知が必要となります。 ※役員・従業員の親を特約被保険者とする場合は、「親介護一時金(K1、K3)」にご加入ください。	J1	100万円	20～44才	10円	55～59才	80円
					60～64才	190円
					65～69才	450円
			45～49才	20円	70～74才	1,020円
					75～79才	2,250円
	J3	300万円	20～44才	20円	80～84才	5,790円
					85～89才	11,460円
					55～59才	250円
			45～49才	50円	60～64才	580円
					65～69才	1,360円
親介護一時金 ※健康に関する告知が必要となります。 ★事故により寝たきり状態になり介護が必要になった など 介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。	K1	100万円	20～44才	10円	70～74才	3,050円
					75～79才	6,750円
					80～84才	17,360円
			45～49才	20円	85～89才	34,380円
					55～59才	250円
	K3	300万円	20～44才	20円	60～64才	580円
					65～69才	1,360円
					70～74才	3,050円
			45～49才	50円	75～79才	6,750円
					80～84才	17,360円
親の介護による休業補償 ^(注) 免責期間：93日 てん補期間：12か月 ※健康に関する告知が必要となります。	L1	月額10万円	20～49才	10円	85～89才	34,380円
					55～59才	60円
					60～64才	150円
			50～54才	30円	65～69才	350円
					70～74才	780円
			20～49才	10円	75～79才	1,750円
					80～84才	4,530円
					85～89才	9,180円
			50～54才	30円		

(注) 要介護状態である親(介護対象者)を介護するため、子(被保険者)が勤務先の就業規則に基づく介護休業を取得した際に減少する所得の一部を補償することを目的とした特約です。ご加入にあたっては、ご自身に適用される就業規則等の規定を必ずご確認ください。

※フリクションペンでの記入は不可です。黒のボールペンで記入願います。

※4-5月の一斉募集の際、web募集のご案内があった方は、「加入申込票」を「web印刷」、「記入」を「入力」に読み替えてください。(紙申込のご案内があった方は、こちらのご記入例をそのままご使用ください。)

記入した日をご記入ください。
記入した日をご記入ください。
記入した日をご記入ください。

申込氏名をカタカナでご記入ください。加入内容をご確認のうえ、申込人がご署名ください。所領コートも、必ずご記入ください。

加入を希望するセット名をご記入ください。
補償の対象となる方(被保険者)の氏名(カタカナ必須)、生年月日、年齢、性別をご記入ください。年齢は2025年8月1日時点の誕生日を記入してください。

基礎の職種コード一覧を参考に、職業名・職種名(カタカナ)、職種コードをご記入ください。

変更や訂正をされる場合は、申込人・被保険者本人が直正箇所に二重線を引き、正しい内容を「ご記入のうえ、市正項目付戻にフルネームでご署名ください。(押印不要)」

全被保険者・保険金請求者は、加入申込票・健康状況告知書、ご回答の「ご記入」の場合、被保険者ごとに裏面の回答欄に内容を「ご記入ください」。

生活サポート 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 加入申込票 兼 健康状況告知書

STEP1 申込人情報と補償内容についてご記入ください。

STEP2 加入内容を希望するセット名を記入してください。

STEP3 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP4 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP5 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP6 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP7 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP8 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP9 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP10 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP11 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP12 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP13 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP14 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP15 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP16 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP17 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP18 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP19 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP20 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP21 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP22 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP23 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP24 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP25 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP26 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP27 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP28 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP29 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP30 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP31 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP32 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP33 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP34 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP35 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP36 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP37 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP38 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP39 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP40 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP41 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP42 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP43 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP44 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP45 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP46 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP47 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP48 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP49 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP50 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP51 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP52 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP53 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP54 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP55 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP56 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP57 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP58 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP59 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP60 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP61 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP62 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP63 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP64 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP65 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP66 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP67 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP68 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP69 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP70 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP71 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP72 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP73 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP74 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP75 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP76 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP77 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP78 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP79 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP80 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP81 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP82 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP83 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP84 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP85 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP86 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP87 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP88 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP89 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP90 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP91 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP92 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP93 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP94 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP95 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP96 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP97 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP98 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP99 加入内容と補償内容についてご記入ください。

STEP100 加入内容と補償内容についてご記入ください。

【本人介護一時金(J1J3)を新設時に追加する方】
減額する方は告知不要です
・申込票の裏面・左欄の質問3にのみ回答を必ずご記入ください。(質問1,2は病気の補償コース専用回答欄となります。二重線で○を削ぎ、そのうえ訂正署名をください。)
・被保険者ご本人に「ご告知日記」を記入してください。

【親介護一時金(K1K3)、親の介護による休業補償(L1)を新設時に追加する方】
減額する方は告知不要です
・介護対象者の氏名・生年月日、年齢を「ご本人(申込人または被保険者)がご記入ください」。(ご両親のご記入不可)
・年齢は2025年8月1日時点の誕生日を記入してください。
・加入申込票の裏面・右欄の質問の回答を必ずご記入ください。

【本人介護一時金(J1J3)を新設時に追加する方】
減額する方は告知不要です
・申込票の裏面・左欄の質問3にのみ回答を必ずご記入ください。(質問1,2は病気の補償コース専用回答欄となります。二重線で○を削ぎ、そのうえ訂正署名をください。)
・被保険者ご本人に「ご告知日記」を記入してください。

【親介護一時金(K1K3)、親の介護による休業補償(L1)を新設時に追加する方】
減額する方は告知不要です
・介護対象者の氏名・生年月日、年齢を「ご本人(申込人または被保険者)がご記入ください」。(ご両親のご記入不可)
・年齢は2025年8月1日時点の誕生日を記入してください。
・加入申込票の裏面・右欄の質問の回答を必ずご記入ください。

【本人介護一時金(J1J3)を新設時に追加する方】
減額する方は告知不要です
・申込票の裏面・左欄の質問3にのみ回答を必ずご記入ください。(質問1,2は病気の補償コース専用回答欄となります。二重線で○を削ぎ、そのうえ訂正署名をください。)
・被保険者ご本人に「ご告知日記」を記入してください。

被保険者と団体との関係を右記「◆団体との関係」より選んでご記入ください。

◆ご記入前に必ずお読みください。告知質問に当てはまる場合は、症状が軽度でも告知が必要です。

生活サポートコース

保険金の種類と補償内容

＜ご加入前に必ずお読みください＞
＜団体総合生活補償保険 (MS&AD型) ＞

※印を付した用語については、P42～P44の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約 ☆交通事故危険のみ補償特約セット	保険期間中の交通事故 [※] によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ [※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等 [※] の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病氣 [※] または心臓疾患によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 [※] 以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性 [※] によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症状 [※] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他見解のないもの ●入浴中の溺水 [※] (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん) [※] によって発生した肺炎 ●交通乗用具 [※] を用いて競技等 [※] をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶乗乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約 ☆交通事故危険のみ補償特約セット	保険期間中の交通事故 [※] によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [※] が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%～100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [※] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 [※] の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	① 保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合 ② 日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等 ^(※1) を運行不能 ^(※2) にさせ、法律上の損害賠償責任を負った場合 ア. 本人の居住の用に供される住宅 ^(※3) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3) 本人の居住の用に供される住宅	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額 ^(※) (0円) (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族 [※] に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)*が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等 [※] の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)*、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性 [※] による損害 など

＜次ページに続く＞

＜次ページに続く＞

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	《前ページから続く》 (※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者 [※] 、同居の親族および別居の未婚 [※] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	《前ページから続く》 いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット	保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品 ^(※1) に損害が発生した場合 (※1) 「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品 ^(※2) をいいます。ただし、P30の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。 (※2) 「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。	損害の額－ 免責金額 [※] （1回の事故につき3,000円） (注1) 損害の額は、再調達価額 [※] によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕する場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族の故意による損害 ●自動車等 [※] の無資格運転、酒気帯び運転 [※] または麻薬等 [※] を使用している運転中の事故による損害 ●公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故（故障等）による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●P30の「補償対象外となる主な「携行品」」の損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルパトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	日本国内のゴルフ場 [※] において被保険者が達成した次のホールインワン [※] またはアルパトロス [※] について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ① 次のアおよびイの両方が目撃 [※] したホールインワンまたはアルパトロスア、同伴競技者 [※] イ、同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ [※] 等。具体的には次の方をいいます。） 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など (注1) 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (注2) 前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目撃することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態だけを目撃した場合は、「目撃」には該当しません。 ② 達成証明資料 ^(※1) によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルパトロスなお、対象となるホールインワンまたはアルパトロスは、 ●アマチュアゴルフファーマーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）プレー中のホールインワンまたはアルパトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書 ^(※2) により証明できるものに限りします。 (※1) 「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (※2) 「引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (ア) 同伴競技者 (イ) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） (ウ) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注) この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	次の費用のうち実際に支出した額 ア、贈呈用記念品購入費用 ^(※1) イ、祝賀会に要する費用 ウ、ゴルフ場 [※] に対する記念植樹費用 エ、同伴キャディ [※] に対する祝儀 オ、その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護 ^(※2) またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン [※] またはアルパトロス [※] を記念して作成するモニュメント等の費用（ただし、保険金額の10%が限度となります。） (※1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。 (※2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルパトロスごとにホールインワン・アルパトロス費用保険金額が限度となります。 (注2) ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご加入の場合、ホールインワン・アルパトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	●日本国外で達成したホールインワン [※] またはアルパトロス [※] ●ゴルフ場の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス ●ゴルフ場の使用人 ^(※) が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス など (※) 「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
救護者費用等保険金 ★救護者費用等補償特約	救護対象者[※]が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者[※]が費用を負担された場合 ①保険期間中に救護対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ②保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救護対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合 ③保険期間中に被ったケガ[※]のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院[※]された場合 (※)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救護対象者または救護対象者の親族[※]をいいます。	救護者費用等の額 被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ア. 遭難した救護対象者[※]の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救護者[※]の現地[※]までの1往復分の交通費(救護者2名分まで)^(※1) ウ. 救護者の現地[※]「および現地[※]までの行程での宿泊料(救護者[※]2名分かつ1名につき14日分まで)」 エ. 死亡されたまたは治療[※]を継続中の救護対象者を現地[※]から移送する費用 オ. 雑費(救護者の渡航手続費および救護対象者または救護者が現地[※]において支出した交通費・通信費等をいいます。ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 (※1) 事故発生地または救護対象者の収容地をいいます。 (※2) 上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救護対象者の生死が判明した後または救護対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救護者にかかる費用は含まれません。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救護者費用等保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、救護対象者[※]または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失により発生した費用 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為により発生した費用 ●自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]または麻薬等を使用しての運転中の事故により発生した費用 ●脳疾患、病氣[※]または心臓喪失により発生した費用 ●妊娠、出産、早産または流産により発生した費用 ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガ[※]の治療[※]以外の外科的手術その他の医療処置により発生した費用 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動により発生した費用(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により発生した費用 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等により発生した費用 ●原因がいかなるときでも、顎(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[※] ●入浴中の溺水[※](ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合を除きます。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)[※]によって発生した肺炎 ●P30の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故により発生した など
介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット	保険期間中に、被保険者^(※)が要介護状態(要介護2以上の状態)[※]となり、180日を超えて継続した場合 (※) この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	介護一時金額の全額 (注) 介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、被保険者、救護対象者[※]または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療[※]を目的として医師[※]がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、顎(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[※] など (注) 保険期間の開始時^(※1)より前に要介護状態の原因となった事由^(※2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初の要介護状態の開始時をいいます。 (※2) 公的介護保険制度[※]を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット	保険期間中に、特約被保険者^(※)が要介護状態(要介護2以上の状態)[※]となり、180日を超えて継続した場合 (※) 普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注1) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2) 特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または計費を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP45のQ[※]の代理請求人についてをご覧ください。	親介護一時金額の全額 (注) 親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	《前ページから続く》 日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (※1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初の要介護状態の開始時をいいます。 (※2) 公的介護保険制度[※]を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。
介護による休業補償保険金 ★親の介護による休業補償特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護による休業補償特約用)セット	保険期間中に、要介護状態(要介護2以上の状態)[※]である介護対象者[※]を介護するために、被保険者が介護による休業[※]を93日(免責期間)[※]を超えて取得した場合 (注) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 介護による休業を補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、休業を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	介護による休業補償保険金額 × てん補補期間内介護による休業期間[※]の月数 (注1) 介護による休業補償保険金額が被保険者の平均月間定期所得額[※]を超えている場合には、平均月間定期所得額を介護による休業補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2) 休業中に得られる定期所得[※]があり、支払保険金と合算した額が平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額を超える場合、平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額から定期所得の額を差し引いて保険金のお支払額を計算します。 (注3) てん補期間内介護による休業期間が1か月を満たさない場合または1か月未満の端日数が発生した場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 《次ページに続く》	●保険契約者、被保険者、介護対象者[※]または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、顎(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[※] など (注) 保険期間の開始時^(※1)より前に要介護状態の原因となった事由^(※2)が発生した場合 《次ページに続く》

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
介護による 休業補償 保険金 ★親の介護による休業補償特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護による休業補償特約用）セット		（前ページから続く） （注4）免責期間[※]を超える休業が終了した後、休業の原因となった介護対象者の介護のため、再び休業を開始した場合は、後の休業は前の休業と同一の休業となります。ただし、介護対象者の要介護状態が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降にその介護対象者が再び要介護状態となり休業を開始した場合は、後の休業は新たな休業として取り扱います。 （注5）複数の介護対象者を介護することを目的として休業を取得した場合であっても、勤務先に届出を行ったいずれか1名の介護対象者を介護するために休業を取得したものとして取り扱い、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。 （注6）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	（前ページから続く） は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由^{（※2）}が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護による休業補償保険金をお支払いします。 （※1）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （※2）公的介護保険制度[※]を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

補償対象外となる運動等	
山岳登山 ^(※1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(※2) 操縦 ^(※3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗	その他これらに類する危険な運動
(※1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。 (※2) グライダーおよび飛行船は含みません。 (※3) 職務として操縦する場合は含みません。 (※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。	
補償対象外となる主な「携行品」	
船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車、ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型（無人機等を含みます。）およびこれらの付属品、携帯電話・P.H.S・ポットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ウォーク・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式事務機器およびこれらの付属品、銃器、義歯、コンタクトレンズ、眼鏡（サングラスなどを含む）、捕鯊器、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具（釣竿、予掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クロー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）、稿本（本などの原稿）、設計書・図案・証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）、帳簿・ひな形、鋳型・木型・紙型・模型・敷章・免許状その他これらに類するもの（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ	

【特約の説明】	
セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [®] 、暴動」については、テロ行為はあつてはならない対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

団体長期障害所得補償保険
長期収入サポートコース
 〔長期の就業障害補償〕
 病気やケガによる就業障害の所得補償 ※健康に関する告知が必要になります。

Pick up!! もし、**病気やケガで長期間働けなくなったら…**

脳卒中になり、長期間入院することになってしまった…

交通事故に遭い
長期間自宅療養することに…

会社の給料は
いつまでもらえるの？

在家中では休養していても、有給休暇のほかに傷病手当金等（休職期間）により、所得がありますが、退職後、所得が途絶えてしまいます。

どうしよう

不安だわ…

生命保険だけでは
不十分なの？

一般的な生命保険は、入院時の医療費や死亡時に備える保険です。働けなくなった場合の所得減少には対応していません。

困っちゃうな…

公的給付で十分なの？

障害の程度により障害年金が給付されることもあります。給付があっても所得が大幅に減少します。

障害が残ったら
家族はどうなるの？

病気やケガにより障害が残ってしまった場合は、家族による支援が必要です。家族の仕事が制限される可能性があります。

心配だわ…

長期収入サポートコースでは社会保険制度からの給付では不足する
長期の就業障害に伴う所得の損失を補償します！

突然の
事故や病気
に
困らなくて
すむね

働けなくなった場合の補償と、他の保険の関係

- 死亡した…………… 生命保険
- 入院・手術等…………… 医療保険
- 要介護…………… 介護保険
- 働けなくなった…………… 長期収入サポート

長期収入サポートは働けなくなった場合も継続する、金銭的な支出に備えることができます。

働けなくなるリスクと死亡した場合のリスク比較

「働けなくなるリスク」は「死亡するリスク」よりも経済的な影響は大きいといえます。

働けなくなるリスク

返済が継続
引き続き必要
引き続き必要
さらに必要

住宅ローン
生活費
教育費
医療費

死亡した場合のリスク

団体信用生命保険により完済
本人分は不要
引き続き必要
不要

長期収入サポートコースの保険金は、次の①、②のいずれかに該当した場合にお支払いいたします。

- ①就業障害により身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない場合
②一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えた場合

平均月間所得額を上回る保険金のお支払いはできません。

①ボーナス補償プラン

就業障害で失う36か月(3年)のボーナス収入をカバー
免責期間：30日
(妊娠に伴う身体障害の場合は90日)
保険金支払対象期間(てん補期間)：
3年。ただし、精神障害による就業障害の場合は、基本
契約のてん補期間にかかわらず24か月が限度となります。

②長期補償プラン

就業障害で失う60才に達する誕生日の前日までの給与収入をカバー
免責期間：90日、180日、365日、540日、730日
保険金支払対象期間(てん補期間)：
60才に達する誕生日の前日までの期間が3年に満たない場合は最長3年)。
ただし、精神障害による就業障害の場合は、基本契約のてん補期間に
にかかわらず24か月が限度となります。

★免責期間の設定の目安

免責期間…有給休暇+会社の休業保障制度期間+傷病手当金を取得しうる期間を目安に設定してください。
有給休暇、会社の休業保障制度期間は会社により異なります。ご自身にあった免責日数を選択してください。

長期補償プラン 加入口数の計算

- Step1** 直近1年間の税引後年収をご確認ください。 [] 万円…①(賞与を含む)
- Step2** 平均月収(年収の1/12)を計算してください。 ① [] 万円÷12か月=[] 万円…②
- Step3** ②の50%を計算してください。
(免責期間が1年6か月以上の場合は70%以下に設定できます。) ② [] 万円×50%=[] 万円…③
- Step4** ③を5万円で割算し加入限度口数を計算します。
※これを超えてご加入いただいた場合でも、保険金のお支払いは就業障害発生直前の平均月間所得額が限度となりますので、十分
ご注意ください。 ③ [] 万円÷5万円=加入限度 [] 口…④
- Step5** ④以内の整数口数(ただし10口以内)があなたの加入口数となります。

①ボーナス補償プラン

1口(月額保険金額2.5万円)あたりの月払保険料 加入限度：5口

*年令は保険始期日時点(2025年8月1日)の満年令となります。

セット名	X1	X	セット名	X1	X
年令	男性	女性	年令	男性	女性
18~24才	128円	100円	40~44才	330円	322円
25~29才	145円	148円	45~49才	447円	438円
30~34才	195円	200円	50~54才	567円	552円
35~39才	250円	276円	55~59才	758円	707円

●ご加入限度

お支払いする保険金は、てん補期間中の就業障害である期
間1か月については5口[12.5万円](年額150万円)が
限度となります。
年間ボーナス分を月割りしたものを保険金額の目安とす
るプランです。お支払いする保険金は、月額保険金額(支払
基礎所得額)×所得喪失率となります。
詳細は、P34をご覧ください。

●ご加入限度

ご加入は10口限度となり2口からご加入いただけます。保
険金請求時には、就業障害発生直前の源泉徴収票をご提出
いただけます。

②長期補償プラン(最低2口以上)

1口(月額保険金額5万円)あたりの月払保険料 加入限度：10口

セット名	G1	L1	G2	L2	G3	L3	G4	L4	G5	L5
免責期間	730日		540日		365日		180日		90日	
年令/性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
18~24才	273円	189円	285円	195円	295円	201円	322円	230円	377円	287円
25~29才	288円	241円	301円	254円	313円	266円	339円	310円	396円	401円
30~34才	332円	327円	351円	346円	369円	364円	409円	418円	477円	530円
35~39才	408円	463円	434円	490円	459円	516円	506円	581円	611円	750円
40~44才	560円	690円	599円	726円	636円	760円	701円	824円	836円	973円
45~49才	725円	877円	781円	933円	835円	987円	924円	1,071円	1,109円	1,266円
50~54才	775円	871円	870円	969円	963円	1,066円	1,091円	1,193円	1,261円	1,359円
55~59才	879円	889円	921円	924円	959円	955円	1,038円	1,019円	1,195円	1,163円

ご加入資格者

2025年8月1日現在で満18才以上59才以下かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方で、お申込日現在、アルプスアルパイン株式会社およびそのグループ会社と正式な雇用関係のある従業員とします。ただし、役員、顧問、契約型社員、パート、アルバイトを除きます。(60才になりましたら脱退となります。)

加入申込票兼健康状況告知書のご記入要領(長期収入サポートコース)

※フリクションペンでの記入は不可です。黒のボールペンで記入願います。

※4~5月の一斉募集の際、web募集のご案内があった方は、「加入申込票」を「web画面」、「記入」を「入力」に読み替えてください。(紙申込のご案内があった方は、こちらの記入例をのまご使用ください。)

申込人氏名をカタカナでご記入いただき、加入内容をご確認のうえ申込人のご署名ください。所領コードも、必ずご記入ください。

男性の方はX1、女性の方はXに○と口数をご記入ください。

補償の対象となる方(被保険者)の氏名(カタカナ必須)、生年月日、年令、性別をご記入ください。年令は2025年8月1日時点の満年令をご記入ください。

変更や訂正をされる場合は、申込人・被保険者本人が印箇所にて二重線を引き、正しい内容をご記入のうえ、訂正項目付近にフルネームでご署名ください。(押印不要)

他の保険契約・保険金請求支拂は、全被保険者分をご確認。ご回答ください。回答が「あり」の場合、被保険者ごとに表面の回答欄に内容をご記入ください。

記入した日をご記入ください。
社員番号・生年月日・性別をご記入ください。

必ずお選びください。

加入申込票兼健康状況告知書(長期収入サポートコース)

STEP1 申込人情報と健康状況についてご記入ください。

STEP2 補償の対象となる方(被保険者)の氏名(カタカナ必須)、生年月日、年令、性別をご記入ください。年令は2025年8月1日時点の満年令をご記入ください。

STEP3 加入内容をご確認のうえ申込人のご署名ください。所領コードも、必ずご記入ください。

STEP4 補償の対象となる方(被保険者)の氏名(カタカナ必須)、生年月日、年令、性別をご記入ください。年令は2025年8月1日時点の満年令をご記入ください。

STEP5 申込人・被保険者本人が印箇所にて二重線を引き、正しい内容をご記入のうえ、訂正項目付近にフルネームでご署名ください。(押印不要)

STEP6 他の保険契約・保険金請求支拂は、全被保険者分をご確認。ご回答ください。回答が「あり」の場合、被保険者ごとに表面の回答欄に内容をご記入ください。

ご記入にあたって

※被保険者は会社員、自営、パート、アルバイト、学生、主婦、その他に分類されます。会社員は「会社員」、自営は「自営」、パート、アルバイトは「パート」、学生は「学生」、主婦は「主婦」、その他は「その他」に記入してください。

※被保険者が会社員の場合は、会社員としてご記入ください。会社員でない場合は、自営、パート、アルバイト、学生、主婦、その他に分類されます。

※被保険者がパート、アルバイトの場合は、パート、アルバイトとしてご記入ください。パート、アルバイトでない場合は、自営、学生、主婦、その他に分類されます。

※被保険者が学生の場合は、学生としてご記入ください。学生でない場合は、自営、パート、アルバイト、主婦、その他に分類されます。

※被保険者が主婦の場合は、主婦としてご記入ください。主婦でない場合は、自営、パート、アルバイト、学生、その他に分類されます。

※被保険者がその他に分類される場合は、その他としてご記入ください。その他でない場合は、自営、パート、アルバイト、学生、主婦に分類されます。

※被保険者が会社員の場合は、会社員としてご記入ください。会社員でない場合は、自営、パート、アルバイト、学生、主婦、その他に分類されます。

※被保険者がパート、アルバイトの場合は、パート、アルバイトとしてご記入ください。パート、アルバイトでない場合は、自営、学生、主婦、その他に分類されます。

※被保険者が学生の場合は、学生としてご記入ください。学生でない場合は、自営、パート、アルバイト、主婦、その他に分類されます。

※被保険者が主婦の場合は、主婦としてご記入ください。主婦でない場合は、自営、パート、アルバイト、学生、その他に分類されます。

※被保険者がその他に分類される場合は、その他としてご記入ください。その他でない場合は、自営、パート、アルバイト、学生、主婦に分類されます。

＜ご注意＞
・2025年8月1日時点で満年令が59才までの方は継続となります。
60才以上の方は、「脱退」となるため、加入申込票をご提出ください。

長期収入サポートコース

保険金の種類と補償内容

＜ご加入前に必ずお読みください＞

＜団体長期障害所得補償保険（GLTD）＞

※印を付した用語については、P42～P44の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書（協定書）（以下「協定書」といいます）の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。

（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

＜ご注意＞

被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否をご判断のうえ、加入してください。

（※）複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害[※]を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害[※]が開始した場合に限り、てん補期間[※]中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額[※]を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金	身体障害 [※] により、就業障害 [※] となった場合	てん補期間[※]中の就業障害[※]である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 支払基礎所得額[※] × 所得喪失率[※] × 約定給付率[※](100%) （注1）お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額[※]（ボーナス補償プランでは12.5万円、長期補償プランでは50万円）を限度とします。 （注2）協定書に定めるてん補期間を限度とします。 （注3）支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額[※]を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 （注4）てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 （注5）同一の身体障害[※]により、免責期間[※]を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 （注6）保険金または共済金が支払われる他の保険契約等[※]がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額[※]の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額[※]。 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額[※]を限度とします。 （※）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	（1）新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害[※]になった場合、就業障害の原因となった身体障害[※]について、新規加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 （2）次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事または暴動によって被った身体障害による就業障害^{※(1)} ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害^{※(2)} ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害^{※(3)} ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 - ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 - イ 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩ 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害^{※(4)} ⑪ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害^{※(5)} ⑫ 発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害^{※(6)} など （3）健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気^{※(7)}等（加入者証等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 （※1）テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
		《次ページに続く》	《次ページに続く》

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金		《前ページから続く》 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	《前ページから続く》 （※2）[天災危険補償特約] がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 （※3）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 （※4）[精神障害補償特約] がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目^{※(8)}中の次の分類番号に該当する精神障害（統合失調症、躁（そう）病、うつ病等）を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1) F 04～F 09 (2) F 20～F 51 (3) F 53～F 54 (4) F 59～F 63 (5) F 68～F 69 (6) F 84～F 89 (7) F 91～F 92 (8) F 95 (9) F 99 （※5）[妊娠に伴う身体障害補償特約]^{※(9)} がセットされた場合、保険金のお支払い対象となります。 （※6）病原体が生体内に侵入、定着、増殖することを含みます。 （※7）その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 （※8）分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10(2003年版) 準拠」によります。 （※9）女性の被保険者にのみセット可能です。

ケガ補償コース・病気補償コース 生活サポートコース 重要事項のご説明

4～5月の一斉募集の際、web募集のご案内があった方は、「加入申込票」を「web画面」、「記入」を「入力」に読み替えてください。

契約概要のご説明 団体総合生活補償保険（MS&AD 型）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）や病気になされた場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象　－：被保険者の対象外)		
	本人 ^(＊1)	配偶者	その他親族
本人型	○	－	－

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人 ^(＊1) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満0才以上89才以下の方（疾病補償特約を除く特約への新規加入は満69才以下の方） ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
疾病手術に伴う費用補償特約	
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	
疾病入院時一時金補償特約	
疾病退院時一時金補償特約	
先進医療費用保険金補償特約	本人 ^(＊1) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
介護一時金支払特約	
本人介護	
日常生活賠償特約	(a) 本人 ^(＊1) (b) 本人 ^(＊1) の配偶者 (c) 同居の親族（本人 ^(＊1) またはその配偶者と同居の、本人 ^(＊1) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人 ^(＊1) またはその配偶者との同居の、本人 ^(＊1) またはその配偶者の未婚の子） (e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(＊2) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りです。
救護者費用等補償特約	(a) 保険契約者（申込人） (b) 救護対象者である上表の「被保険者の範囲」の方およびその親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族）
ホールインワン・アルパトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	本人 ^(＊1)

親介護一時金支払特約	本人 ^(＊1) の親（姻族を含みます。）2名までを限度とします。）のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
親介護	
親の介護による休業補償特約	本人 ^(＊1) （注）介護対象者（介護を受ける方）の範囲は、本人の親（姻族を含みます。）2名までを限度とします。）のうち、加入申込票の介護対象者欄に記載された次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

- (＊1) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
 - (＊2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注) 同居・別居の別および統括は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここである同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払する場合はパンフレットP13～P18（ケガ補償コース・病気補償コース）、P25～P30（生活サポートコース）とあります。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

パンフレットP13～P18（ケガ補償コース・病気補償コース）、P25～P30（生活サポートコース）をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレットP13～P18（ケガ補償コース・病気補償コース）、P25～P30（生活サポートコース）をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットP13～P18（ケガ補償コース・病気補償コース）、P25～P30（生活サポートコース）をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットP10～P11（ケガ補償コース・病気補償コース）、P22～P23（生活サポートコース）の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年取などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットP8（ケガ補償コース・病気補償コース）、P19（生活サポートコース）をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保

注意喚起情報のご説明 団体総合生活補償保険（MS&AD 型）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険はアルプスアルバイン株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等^(＊)に関する情報

- (＊) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
 - ②被保険者の「生年月日」「年齢」（病気を補償する契約に限りです。）
 - ③被保険者の健康に関する告知（病気を補償する契約に限りです。）
- (注) 告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(＊)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴にその内容を必ず記入してください。
- (＊) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金
	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日まで期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

保険金受取人	傷害死亡保険金	ます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(＊)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(＊)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(＊)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(＊)の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(＊)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- また、①の場合には、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (＊) 保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ
次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害

については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の变化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(MS&AD型)日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(MS&AD型)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	ゴルフ保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレットP8(ケガ補償コース・病気補償コース)、P19(生活サポートコース)記載の方法により払込みください。パンフレットP8、P19記載の方法により保険料を払込みただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットP13～P18(ケガ補償コース・病気補償コース)、P25～P30(生活サポートコース)をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生せよとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 保険料は、パンフレットP8(ケガ補償コース・病気補償コース)、P19(生活サポートコース)記載の方法により払込みください。パンフレットP8、P19記載の方法により保険料を払込みただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2) 分割払いの場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときは、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

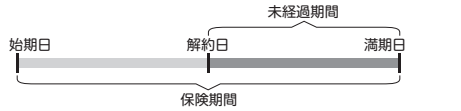
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じ、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じ払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットP45をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

パンフレットP48をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たなお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくなく、あってもごくわずかです。
 - ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。
- (2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項
- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
 - ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
 - ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
 - ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは			
【代理店・扱者】アルプスファイナンスサービス株式会社 ※0120から始まる番号へ繋がらない場合は、2番目に記載の番号へお掛けください。			
●東京営業所	0120 (687) 919 (無料)	/	03 (5499) 8196
●古川営業所	0120 (257) 919 (無料)	/	0229 (23) 5894
●古川第2営業所	0229 (88) 9960		
●浦谷営業所	0120 (287) 919 (無料)	/	0229 (43) 2293
●角田営業所	0120 (607) 919 (無料)	/	0224 (62) 4415
●いわき営業所	0120 (627) 919 (無料)	/	0246 (36) 2486
●小名浜営業所	0120 (637) 919 (無料)	/	0246 (58) 4797
●新潟営業所	0120 (248) 364 (無料)	/	0258 (24) 8364
●横浜営業所	045 (542) 8311		
三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは			
「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277 (無料) 「チャットサポート窓口」の各種サービス」 https://www.ms-ins.com/contact/cc/			
こちらからアクセスできます。▶			

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記までご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189 (無料)
事故は早く
事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。
インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから
※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。

長期収入サポートコース
重要事項のご説明

4～5月の一斉募集の際、web募集のご案内があった方は、「加入申込票」を「web画面」、「記入」を「入力」に読み替えてください。

契約概要のご説明(団体長期障害所得補償保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいませうお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書(協定書)」(以下協定書といいます)等によって定まります。ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満18才以上59才以下の方
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄に記載の方

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない主な場合は、パンフレットP34～P35のとおりです。詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)とお支払いする保険金の額
パンフレットP34～P35をご参照ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
パンフレットP34～P35をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットP34～P35をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

(4) 保険期間

この期間の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にお加入いただく支払基礎所得額につきましては、パンフレットP32の保険金額欄および加入申込票等にてご確認ください。

指定紛争解決機関 <注意喚起情報>

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕0570-022-808
・受付時間〔平日 9:15～17:00
(土・祝日および年末年始を除きます)〕
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的保険制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。
・所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。
健康保険、共済保険の加入者(給与所得者など):50%^(*)
(*) 公的医療保険制度において傷病手当金の支給対象となる被保険者(給与所得者)については、免責期間が1年6か月以上の場合には、70%とします。

2. 保険料

保険料は支払基礎所得額・年齢・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にお払いいただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットP31をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料のお払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（団体長期障害所得補償保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定めます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などを実施を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

- この保険はアルプスアルパイン株式会社が保険契約者となる団体契約であることから、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回またはご加入の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いしないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

(2) その他の注意事項

■保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

■加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、

■複数のご契約があるお客さまへ

＜補償が重複する可能性のある主なご契約＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険 所得補償保険

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット P31 記載の方法によりお払込みください。パンフレット P31 記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット P34～P35 をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書に記載されておりますのでご確認ください。

（２）重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

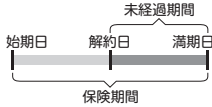
- など

保険料は、パンフレット P31 記載の方法によりお払込みください。パンフレット P31 記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除することがあります。

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなるいかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間の保険料を返還します。

・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じ払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。

The diagram shows a horizontal timeline with three key dates: 始期日 (Start Date), 解約日 (Withdrawal Date), and 満期日 (Maturity Date). A bracket below the timeline from 始期日 to 解約日 is labeled '保険期間' (Insurance Period). A bracket above the timeline from 解約日 to 満期日 is labeled '未経過期間' (Unexpired Period). The area under the timeline from 始期日 to 解約日 is shaded gray.



パンフレット P45 をご参照ください。

パンフレット P48 をご参照ください。

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金はお払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たな契約（団体長期障害所得補償保険）をお申込みされる場合の
ご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。

- ③新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料^(*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

- (*) 保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 アルプスファイナンスサービス株式会社
 ● 0120 から始まる 番号へ繋がる場合は、2 番目に記載の番号へお掛けください。

●東京営業所	0120 (687) 919 (無料)	/	03 (5499) 8196
●古川営業所	0120 (257) 919 (無料)	/	0229 (23) 5894
●古川第2営業所	0229 (88) 9960		
●函谷営業所	0120 (287) 919 (無料)	/	0229 (43) 2293
●角田営業所	0120 (607) 919 (無料)	/	0224 (62) 4415
●わさ営業所	0120 (627) 919 (無料)	/	0246 (36) 2486
●小浜宮営業所	0120 (637) 919 (無料)	/	0246 (58) 4797
●新潟営業所	0120 (248) 364 (無料)	/	0258 (24) 8364
●横浜営業所	045 (542) 8311		

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまでスク」0120-632-277 (無料)
「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万、ケガをされたり、病気になられた場合は
 遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
 24 時間 365 日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189 (無料)
 解決はいつでも

指定紛争解決機関 < 重要知覚情報 >

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんなADRセンター
【ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)】 0570-022-808
 ・受付時間：
 【平日 9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)】
 ・携帯電話からも利用できます。
 ・IP 電話からも 03-4332-5241 におかけください。
 ・おかけ間違いにご注意ください。
 ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

行	●「病氣」とは、被保険者が被ったケガ^(*)以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病氣によって被ったケガについては、病氣として取り扱います。 ●「平均月間定期所得額」とは、免責期間^(*)が始まる直前 12 か月における被保険者の定期所得^(*)の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。 ●「平均月間所得額」とは、被保険者の就業障害^(*)が開始した日の属する月の直前 12 か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。 $\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額}^{(*)1}) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{(*)2})}{12(\text{か月})}$ (※ 1) 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引済みの収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含まれません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含まれません。 (※ 2) 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。 ●「ホールインワン」とは、各ホールの第 1 打が直接カップインすることをいいます。		
	●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。 ●「免責期間」(団体総合生活補償保険 (MS&AD 型))とは、支払いの対象とならない期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。 <table><tr><td>適用される保険金の名称</td></tr><tr><td>・ 疾病入院時一時金</td></tr><tr><td>・ 介護による休業補償保険金</td></tr></table> ●「免責期間」(団体長期障害所得補償保険)とは、保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害^(*)が継続する期間をいいます。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を遡算して 1 免責期間とします。 [妊娠に伴う身体障害補償特約] がセットされた場合、この特約の免責期間は設定されている免責期間または 90 日のいずれか長い方の期間とします。 ●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ●「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目撃せずに、達成後にボールがカップインした状態だけを目撃した場合は該当しません。	適用される保険金の名称	・ 疾病入院時一時金
適用される保険金の名称			
・ 疾病入院時一時金			
・ 介護による休業補償保険金			
や 行	●「約定給付率」とは、保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。 ●「要介護状態 (要介護 2 以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①公的介護保険制度^(*)の第 1 号被保険者 (65 才以上) 要介護 2 以上の要介護認定の効力が生じた状態 ②公的介護保険制度の第 2 号被保険者 (40 才以上 65 才未満) 要介護 2 以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病 (初老期における認知症 16 疾病) に該当しない場合は、要介護 2 以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。 ③公的介護保険制度の被保険者以外 (40 才未満) 要介護 2 以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態		
ら 行	●「労働者災害補償制度」とは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、裁判官の災害補償に関する法律、地方公務員災害補償法ならびに公立学校の学級長、学校医科医及び学校業教師の公務災害補償に関する法律のいずれかに基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。		

ご加入にあたってのご注意 (※必ずお読みください)

- この保険はアルプスアルパイン株式会社が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担する場合、保険契約者が保険料を支払うのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- 団体総合生活補償保険でお申込人となる方はアルプスアルパイン株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限り、団体長期障害所得補償保険でお申込人となる方はアルプスアルパイン株式会社およびそのグループ会社と正式な雇用関係のある従業員に限り、また、役員、顧問、契約型社員、パート、アルバイトを除きます。
- 団体総合生活補償保険で被保険者 (補償の対象者) 本人^(*) となれる方の範囲は、アルプスアルパイン株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその家族 (配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。) です。
(※) 加入申込票またはweb画面の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
団体長期障害所得補償保険で被保険者 (補償の対象者) 本人^(*) となれる方の範囲は、アルプスアルパイン株式会社およびそのグループ会社と正式な雇用関係のある、保険始期日 (2025 年 8 月 1 日) 時点で満 18 才以上 59 才以下の従業員で、健康に関する告知の結果ご加入できると判定された方です。ただし、役員、顧問、契約型社員、パート、アルバイトを除きます。
(※) 加入申込票またはweb画面の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増率が適用されます。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死に保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- この保険の保険期間は 1 年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なることや、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

<自動継続の取扱いについて>

●前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

税法上の取扱い (2025 年 1 月現在)

- 払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高 40,000 円まで、住民税について最高 28,000 円までが毎年の課税対象額から控除されます。
(注 1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみ」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。
- (注 2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
- 【団体総合生活補償保険 (MS&AD 型) 病気の補償】
保険金、解約返れい金等は 90% まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は 100% 補償されます。
- 【団体長期障害所得補償保険】
保険金、解約返れい金等は 90% まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は 100% 補償されます。
- 【団体総合生活補償保険 (MS&AD 型) ケガの補償】
保険金、解約返れい金等は 80% まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は 100% 補償されます。
- 【団体総合生活補償保険 (MS&AD 型) 上記以外の補償】
保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

請求手続きについて

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手续につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払う場合に該当した日から 30 日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1) をご提出いただいてからその日を含めて 30 日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2) を終えて保険金をお支払いします。^(※3)
- (※ 1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
 - (※ 2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - (※ 3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方 (これらの方の代理人を含みます。) が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

- 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
- ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料 (住民票、健康保険証 (写) 等)
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関 (やむを得ない場合は第三者) 等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類
 - ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
 - ・休業・所得証明書
 - ・所得を証明する書類 (源泉徴収票、確定申告書 等)
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
診断書を取り付けた際の費用は個人負担となります。

<示談交渉について>

法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めた、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
<示談交渉サービス>
日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお受けいたします。なお、示談交渉をお受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
<示談交渉を行うことができない主な場合>
○ 1 回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
○ 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
○ 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
○ 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

<代理請求人について>

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※) 等 (以下「代理請求人」といいます。詳細は「注」をご参照ください。) が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となれる方にも必ずご説明ください。**
(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(※)」または「上記②以外の 3 親等内の親族」
(※) 法律上の配偶者に限ります。

- 柔道整復師 (接骨院、整骨院等) による施術の場合、通院日数および就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼 (はり) ・灸 (きゅう) ・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

<<よくある質問 (Q & A) >>

Q：他社でも携行型損害保険に加入していますが、この場合、保険金支払いはどのようになりますか?
A：●補償が重複すると、特約のお支払対象となる事故について、どちらの保険契約にもも請求ができますが、複数のご契約にご請求いただいたとしても損害額を超えて保険金は支払われません。

※保険期間を通じての保険金額（支払限度額）は積み上げりますので、たとえば携行品損害補償特約をセットしたご契約（携行品損害保険金額：30万円）が2 つある場合は、30万円+30万円=60万円まで補償が可能となります。ただし、補償を受けたいし、損害の額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。

- セット有無はご加入者ご本人だけではなく、ご家族のご加入もあわせてご確認ください。
- 他の保険契約でも、この特約とほぼ同様の補償がある場合がごさいますので、あわせてご確認ください。ただし、補償を受けられる方の範囲や、保険の対象の範囲がご契約により異なる場合がありますので、ご注意ください。

団体総合生活補償保険（MS&AD型）・団体長期障害所得補償保険 健康状況告知書ご記入（ご入力）のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点をお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入（ご入力）ください。

<継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。>

（*）団体総合生活補償保険（MS&AD型）の場合は保険金額の増額、支払限度日数の延長、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、疾病に関する補償を拡大すること、団体長期障害所得補償保険の場合は支払基礎所得額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身か、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。（注）告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	・基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理してご回答（ご記入・ご署名・ご入力）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入（ご入力）ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入（ご入力）ください。
親の介護による休業補償特約	・基本補償部分の被保険者（子）がご回答（ご記入・ご署名・ご入力）ください。告知にあたっては、介護対象者（親）について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を介護対象者（親）にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入（ご入力）ください。 ・介護対象者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入（ご入力）ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社にご告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票またはweb画面の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご回答（ご入力）にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- 【団体総合生活補償保険（MS & AD型）】
 - ・「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○：あり、×：なし)		回答が必要な質問事項 (○：回答要、×：回答不要)			
疾病補償	本人介護補償	質問1	質問2	質問3	
○	○	○	○	○	
○	×	○	○	○	×
×	○	×	×	○	
×	×				健康に関する告知は不要です

- ・「親介護補償」「親の介護による休業補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途「親介護一時金・休業専用」の告知をいただく必要があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	疾病手術に伴う費用補償特約
	がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約
	疾病入院時一時金補償特約
	疾病退院時一時金補償特約
本人介護補償	先進医療費用保険金補償特約
	介護一時金支払特約
親介護補償	親介護一時金支払特約
	親介護
親の介護による休業補償	親の介護による休業補償特約

【団体長期障害所得補償保険】

「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。

- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

【団体総合生活補償保険（MS & AD型）】

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に発病した病気 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
疾病手術に伴う費用補償特約	なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日からご加入の継続する期間を過ぎ、1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病入院時一時金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に被ったケガまたは発病した病気 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
疾病退院時一時金補償特約	なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を過ぎ、1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に発病したがん（悪性新生物） ^{(*)3} ^{(*)4} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、医師によってがん診断された日からご加入の継続する期間を過ぎ、1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	

介護一時金支払特約 本人介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
親介護一時金支払特約 親介護	なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を過ぎ、1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親の介護による休業補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、介護による休業を開始された日からご加入の継続する期間を過ぎ、1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

（*1）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。

（*2）その病気と医学上因果関係がある病気を含まず。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

（*3）転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣（最初にご加入された場所をいいます。）が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

（*4）そのがんと医学上因果関係がある病気を含まず。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客様へ

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約については、次のとおりです。

（*）お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

【団体総合生活補償保険（MS & AD型）】

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をいただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
疾病手術に伴う費用補償特約	<告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名（カナ）が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
疾病入院時一時金補償特約	<告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
疾病退院時一時金補償特約	
介護一時金支払特約 本人介護	
先進医療費用保険金補償特約	
親介護一時金支払特約 親介護	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。
親の介護による休業補償特約	

【団体長期障害所得補償保険】

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日^{(*)1}からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき^{(*)2}は、保険金をお支払いしません。このお取扱い^{(*)3}は、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

（*1）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
（*2）治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名（カナ）を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

ご加入後の補償内容		ご加入後の補償内容	
疾病補償	○	疾病補償	○
本人介護補償	○	本人介護補償	○
がん診断保険金補償	○	がん診断保険金補償	○
疾病入院時一時金補償	○	疾病入院時一時金補償	○
疾病退院時一時金補償	○	疾病退院時一時金補償	○
先進医療費用保険金補償	○	先進医療費用保険金補償	○
介護一時金支払特約	○	介護一時金支払特約	○
親介護一時金支払特約	○	親介護一時金支払特約	○
親の介護による休業補償	○	親の介護による休業補償	○

特定疾病対象外欄

疾病コード	三佐 太郎
疾病・症状名	三佐 太郎

告知書ご署名欄

告知書ご署名欄	三佐 太郎
---------	-------

告知書ご署名欄

告知書ご署名欄	三佐 太郎
---------	-------

【団体長期障害所得補償保険】
・ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>
特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名（カナ）が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】
加入申込票の疾病コード、疾病・症状名（カナ）を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

ご加入後の補償内容		ご加入後の補償内容	
疾病補償	○	疾病補償	○
本人介護補償	○	本人介護補償	○
がん診断保険金補償	○	がん診断保険金補償	○
疾病入院時一時金補償	○	疾病入院時一時金補償	○
疾病退院時一時金補償	○	疾病退院時一時金補償	○
先進医療費用保険金補償	○	先進医療費用保険金補償	○
介護一時金支払特約	○	介護一時金支払特約	○
親介護一時金支払特約	○	親介護一時金支払特約	○
親の介護による休業補償	○	親の介護による休業補償	○

特定疾病対象外欄

疾病コード	三佐 太郎
疾病・症状名	三佐 太郎

告知書ご署名欄

告知書ご署名欄	三佐 太郎
---------	-------

告知書ご署名欄

告知書ご署名欄	三佐 太郎
---------	-------

<告知の結果、お引受けできない場合>
ご加入をご継続いただくことができません。

・各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。

ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

4〜5月の一斉募集の際、web募集のご案内があった方は、「加入申込票」を「web画面」、「記入」を「入力」に読み替えてください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。**

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）

保険金額（ご契約金額）

保険期間（保険のご契約期間）

保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

・ 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時時点での満年令をご記入ください。

＊ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・ 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

＊ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

◆「長期収入サポートコース（団体長期障害所得補償保険）（定額型）をお申込みの場合のみ」ご確認ください。

支払基礎所得額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の50％（免責期間が1年6か月以上の場合は70％）以下となるようなタイプまたは口数でお申込みされていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要です。ご確認ください。

・ この保険制度に新規加入される場合

・ 既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）

・ 既にご加入されているがご継続されない場合

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & Aロインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

(年金払特約付こども特約付団体定期保険)

生命保険コース

保険期間：2025年7月25日～2026年7月24日

保険料控除開始：2025年8月給与から

特長

医師の診査は不要
簡単な告知での申込み
(健康状態・今までの病歴によっては、ご契約をお受けできない場合があります。)

お手頃な保険料
スケールメリットを活かしたお手頃な保険料です。

いつでも見直し可能
保険期間1年の更新型ですのでライフステージにあわせて自由に設計できます。

配偶者・こどももご加入できます
本人だけでなく配偶者・こどもも加入可能なファミリータイプです。(本人の加入が前提です)

年1回の配当金

1年ごとに収支計算を行い剰余金があれば配当金としてお支払いします。

税制上の優遇措置

払い込んだ保険料(配当金を除く)は一般生命保険料控除の対象です。(所得税法第76条)

※2024年12月現在の税制に基づいた記載です。

今後税制改正が行われた場合には記載の内容と相違することがあります。個別の取り扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。

退職後の継続

退職後も保障を継続できます(退職後継続制度)

【生命保険コース】の加入条件・退職時に生命保険コースに加入している事が前提となります。保険金限度額は、退職時に加入している保険金額以下かつ、更新時の年齢によって決まります。増額はできません。

●65歳6か月以下の場合…本人2,000万円限度、配偶者500万円限度

●65歳6か月超70歳6か月以下の場合…本人1,000万円限度、配偶者500万円限度

配当金

保険期間	配当金還元率
2023年7月25日～2024年7月24日	約60.4%
2022年7月25日～2023年7月24日	約61.3%
2021年7月25日～2022年7月24日	約28.6%

※配当金還元率＝配当金÷払い込み保険料

※配当金は、1年ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合にお支払いいたします。

※配当金はご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

※お支払い対象者は、**保険期間満了時の加入者となります。保険期間中に脱退した場合は配当金は支払われません。**

※保険期間途中でご加入の方も、保険期間満了時の加入者であれば、配当金は支払われます。

1. 責任開始期（加入日）

2025年7月25日（中途加入の場合は加入月の25日）

2. 保険期間

2025年7月25日から2026年7月24日までの1年間。以後1年ごとに更新していきます。

(中途加入の場合は加入月の25日から2026年7月24日までの期間)

脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。

3. 保障内容

死亡保険金

責任開始期以後の傷害または疾病によって保険期間中に「重要事項のご説明」P52(別表)の所定の高度障害状態のうちいずれかに該当する状態になった場合にお支払いします。

高度障害保険金

※保険金をお支払いできない場合があります。詳細は「重要事項のご説明」P52をご覧ください。

4. 加入資格

本人・配偶者

■新規加入の場合

アルプスアルパイングループ各社に在籍する役員・従業員およびその配偶者で、申込日現在、健康で正常に勤務または健康で正常な日常生活を営んでいる2025年7月25日現在、以下に該当する方。

本人 満15歳以上65歳6か月以下の方。

配偶者 満18歳以上65歳6か月以下の方。

■継続加入の場合

更新時70歳6か月以下の方が継続して加入できます。ただし、65歳6か月を超え70歳6か月以下の方は、65歳時の保険金額の同額以下(ただし、本人2,000万円・配偶者1,000万円以下)となります。増額はできません。

※本人が脱退した場合（死亡・高度障害含む）は配偶者も脱退となります。

※夫婦ともに本人加入資格を満たす場合には、それぞれ本人資格として加入してください。

配偶者としての加入はできません。

こども

本人が扶養しているこども(健康保険法に定める被扶養者に関する規定を準用)で、申込日現在、健康で正常な日常生活を営んでいる2025年7月25日現在、2歳6か月を超え22歳6か月以下の方。

※こどもが加入する場合は、加入資格のあるこどもは全員加入してください。また、保険金額は全員同一としてください。

※本人が脱退した場合(死亡・高度障害含む)は、こどもも脱退となります。

一旦加入すれば、その後病気になるれても、原則として、加入資格を満たす限り同額以下の保障額で継続できます。

5. 保険金受取方法

保険金額1,500万円以上の場合、保険金ご請求時に、ご遺族のニーズに応じて以下の3タイプから選択できます。(詳細はP50参照)

※保険金額1,250万円以下は①全額一時金のみとなります。

1 全額一時金

保険金は一時金で受け取りたい。そのお金で、葬儀費用や各種ローンの支払いを済ませよう。



2 一時金＋年金

葬儀費用のために多少は一時金で受け取りたい。残った保険金は分割にして、今後の生活費や教育費にあてたい。



3 全額年金

一括受取は個人保険でカバーできているから、全額分割受取にして、今後の生活費を増やしたい。



		15～35歳		36～40歳		41～45歳		46～50歳		51～55歳	
保険年齢		平2年1月26日 ～平22年7月25日		昭60年1月26日 ～平2年1月25日		昭55年1月26日 ～昭60年1月25日		昭50年1月26日 ～昭55年1月25日		昭45年1月26日 ～昭50年1月25日	
性別											
保険金額		男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
本人 保 険 金 額	100万円	91	57	117	98	160	121	231	173	338	235
	250万円	228	143	293	245	400	303	578	433	845	588
	500万円	455	285	585	490	800	605	1,155	865	1,690	1,175
	750万円	683	428	878	735	1,200	908	1,733	1,298	2,535	1,763
	1,000万円	910	570	1,170	980	1,600	1,210	2,310	1,730	3,380	2,350
	1,250万円	1,138	713	1,463	1,225	2,000	1,513	2,888	2,163	4,225	2,938
	1,500万円	1,365	855	1,755	1,470	2,400	1,815	3,465	2,595	5,070	3,525
	1,750万円	1,593	998	2,048	1,715	2,800	2,118	4,043	3,028	5,915	4,113
	2,000万円	1,820	1,140	2,340	1,960	3,200	2,420	4,620	3,460	6,760	4,700
	2,500万円	2,275	1,425	2,925	2,450	4,000	3,025	5,775	4,325	8,450	5,875
	3,000万円	2,730	1,710	3,510	2,940	4,800	3,630	6,930	5,190	10,140	7,050
	3,500万円	3,185	1,995	4,095	3,430	5,600	4,235	8,085	6,055	11,830	8,225
配 偶 者 保 険 金 額	4,000万円	3,640	2,280	4,680	3,920	6,400	4,840	9,240	6,920	13,520	9,400
	4,500万円	4,095	2,565	5,265	4,410	7,200	5,445	10,395	7,785	15,210	10,575
	5,000万円	4,550	2,850	5,850	4,900	8,000	6,050	11,550	8,650	16,900	11,750

本人 保 険 金 額	56～60歳 昭和40年1月26日 ～昭和45年1月25日		61～65歳 昭和35年1月26日 ～昭和40年1月25日		66～70歳 昭和30年1月26日 ～昭和35年1月25日		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
	100万円	490	299	752	398	1,117	538
	250万円	1,225	748	1,880	995	2,793	1,345
	500万円	2,450	1,495	3,760	1,990	5,585	2,690
	750万円	3,675	2,243	5,640	2,985	8,378	4,035
	1,000万円	4,900	2,990	7,520	3,980	11,170	5,380
	1,250万円	6,125	3,738	9,400	4,975	13,963	6,725
	1,500万円	7,350	4,485	11,280	5,970	16,755	8,070
	1,750万円	8,575	5,233	13,160	6,965	19,548	9,415
	2,000万円	9,800	5,980	15,040	7,960	22,340	10,760
	2,500万円	12,250	7,475	18,800	9,950		
	3,000万円	14,700	8,970	22,560	11,940		
	3,500万円	17,150	10,465	26,320	13,930		
	4,000万円	19,600	11,960	30,080	15,920		
	4,500万円	22,050	13,455	33,840	17,910		
	5,000万円	24,500	14,950	37,600	19,900		

子ども	3～22歳 平成15年1月26日 ～令和5年1月25日	
	男性	女性
	100万円	70
	250万円	175

※保険期間の途中でも保険金額の増減、配偶者・こどもの追加加入が可能です。

※配偶者・こどもの加入は、被保険者となることへの同意および本人の加入が前提となります。

※配偶者・こどもの保険金額は、本人の保険金額以下とします。こどもの保険金額は、100万円、または250万円のいずれかとなります。

上記は概算保険料であり、正規保険料は申込締切後算出し、初回保険料より適用します。ただしこどもの保険料は確定です。

①全額一時金	②一時金＋年金（10年確定年金）									③全額年金（10年確定年金）	
	年金月額10万円の場合			年金月額15万円の場合			年金月額20万円の場合				
一時金	一時金	年金月額	総受取金額	一時金	年金月額	総受取金額	一時金	年金月額	総受取金額	年金月額	総受取金額
1,500万円	300万円	約10万円	約1,532万円		-			-		約12万円	約1,540万円
1,750万円	550万円		約1,782万円		-			-		約17万円	約1,797万円
2,000万円	800万円		約2,032万円	200万円		約2,048万円		-		約14万円	約2,054万円
2,500万円	1,300万円		約2,532万円	700万円		約2,548万円	150万円	約20万円	約2,563万円	約21万円	約2,567万円
3,000万円	1,800万円		約3,032万円	1,200万円		約3,048万円	650万円		約3,063万円	約25万円	約3,081万円
3,500万円	2,300万円	約3,532万円	1,700万円	約15万円	約3,548万円	1,150万円	約3,563万円		約29万円	約3,594万円	
4,000万円	2,800万円	約4,032万円	2,200万円		約4,048万円	1,650万円	約4,063万円		約34万円	約4,108万円	
4,500万円	3,300万円	約4,532万円	2,700万円		約4,548万円	2,150万円	約4,563万円		約38万円	約4,621万円	
5,000万円	3,800万円	約5,032万円	3,200万円		約5,048万円	2,650万円	約5,063万円	約42万円	約5,135万円		

当パンフレットは団体定期保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。

※フリクションペンでの記入は不可です。ボールペンで記入願います。

[illegible]

この申込書を記入した日付をご記入ください。

2 同類雑誌以外の場合、被保険者
書面は、被保険者自身が申込
書裏面の「被保険者同意事項」を
確認のうえ、押印してください。
また、被保険者が満15歳未満のとき
は、親権者が押印してください。
なお、親権者のご印鑑であれば配
偶者、ごともも同一印で構いません。
人。

3 新規加入の場合、氏名（漢字とフリガナ）をもれなく、正しくご記入ください。

4 新親加入・増額で、告知事項に該当する場合、○印を記入ください。告知は被保険者自身（満15歳未満の現在は親権者）が、申込日（告知日）現在の状況について、告知してください。告知事項に一つでも該当する場合は、最管轄のAFSにご連絡ください。AFSから別途追加告知書をお送りさせていただきます。

5 性別・生年月日（元号に○印）は
もれなく、正しくご記入ください。
保険年齢のご記入は不要です。

治療（指示・指導を含む）」とは
医師・歯科医師の診療・検査を受けた結果、再検査をすまねられること、治療・入院・手術をすまねられること、日常生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることをいいます。

「2週間以上の期間にわたる」とは、病气やけがで、医師・歯科医師の検査・治療（指示・指導を含みます）を受け、転医、転科を含め、初診から終診までの継続加療期間で、医師・歯科医師の管理下にあった期間をいいます。（本院の診療日録ではありません。）

☆ご記入にあたってご留意いただきたい事項☆

- 申請書及び申請部分に必要事項をご記入ください。申請書は、重箱で消したうえ枠内余白に記入し、訂正印を押印してください。
- なお、訂正印は被保険者押印欄に押印の印鑑をご使用ください。
- (例) 配属欄に関する項目を訂正する場合には、配属欄の印鑑をご使用ください。
- (例) 死亡保険金受取人前向きに相違するときは、バツ印を付し、死亡保険金受取人前向きに記載の責任開始期より、本申請書にご記入の受取人（父）に変更し、死亡保険金受取人前向きに記載の責任開始期より前向きに変更したい場合は、最寄りのＡＦＦにお申し付けください。

生命保険コース

生命保険コース 重要事項のご説明

1. ご意向（ニーズ）確認のお願い

「団体定期保険」へのご加入に際しまして、申込者さまのご意向（ニーズ）に合致しているかのご確認をお願いいたします。以下の「ご確認事項」をご確認のうえ、お手続きください。

ご確認事項

この保険は死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。「取扱内容詳細」、「特に重要なお知らせ（契約概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容、保険料、保険期間、保険金額等について申込者さま全員（配偶者・子どもを含む）のご意向（ニーズ）に合致しているかをご確認のうえ、お申込みください。

保険加入に際しましては、**ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。**

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



2. 取扱内容詳細

責任開始期（加入日）

2025年7月25日（中途加入の場合は加入月の25日）

保険期間

2025年7月25日から2026年7月24日までの1年間。以後1年ごとに更新していきます。（中途加入の場合は加入月の25日から2026年7月24日までの期間）
脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。

死亡保険金

保険料期間中に死亡したとき。死亡保険金受取人はWeb申込画面または申込書にて指定した場合を除き保険約款に基づきます。遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

高度障害保険金

責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として保険期間中に所定の高度障害状態（別表）のうちいずれかに該当したとき。高度障害保険金受取人は被保険者です。（別表）

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはしゃく機能の全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤両上肢と、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥両下肢と、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

年金払特約について

- 保険金額1,500万円以上の場合、受取人の申し出により、死亡保険金・高度障害保険金の全部または一部を年金としてお支払いいたします。
- 受取人について
※年金受取人は保険金の受取人となります。
※年金支払開始後の受取人の変更はできません。
※年金支払期間中に年金受取人が死亡した場合は残存支払期間の未払年金現価をその相続人に支払います。

●年金額について

※パンフレット記載の年金額は2025年1月現在の事務幹事会社の基礎率（予定利率・予定死亡率等）が今後もそのまま推移したと仮定した場合の試算数値です。実際の年金額は加入時に定まるものではなく、年金基金設定時の各引受生命保険会社の基礎率（予定利率・予定死亡率等）により定まります。実際の年金額は記載の金額を下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。
※年金の取り扱いは、最低年金額24万円以上または年金基金設定額200万円以上となります。
※年金支払期間中に将来の年金の支払に代えて残存支払期間の未払年金現価を一括で受け取ることもできます。
※年金の種類は10年確定年金、定額型となります。
※年金の支払いは年1回となります。
※年金支払開始日は年金基金設定日の翌年応当日となります。（年金基金設定日とは所定の請求書類を幹事生命保険会社が受付けた日となります）
※年金基金設定後、給付に関する変更を取扱う場合は、年金支払開始日前に限ります。

保険金をお支払いできない主な場合

（増額された場合は、下記免責等の事項が増額部分についても適用されます。）

- 被保険者が加入（増額）日以降1年以内に自殺したとき
- 保険契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（または高度障害状態にさせたとき）
- 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡、または高度障害状態となったとき（ただし、その程度に応じて、保険金を全額または削減してお支払いすることがあります。）
- 被保険者が故意に高度障害状態となったとき
- 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- 高度障害保険金の原因となる疾病・傷害が加入（増額）日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません
- 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消または無効とされたとき
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

退職後継続の取り扱い

- 更新時の年齢が70歳6か月以下の方は毎年更新できます。
※更新時の年齢が70歳6か月超の場合は、その更新日をもって脱退となります。

※加入できる保険金額の上限は、退職時の保険金額以下かつ、更新時の年齢が65歳6か月以下の場合2,000万円、65歳6か月超70歳6か月以下の場合1,000万円となります。（配偶者は年齢にかかわらず500万円までとなります。）
※更新時の年齢が65歳6か月超の方が1,000万円超に加入している場合は、更新時に自動的に1,000万円に減額となります。
※本人が脱退（死亡・高度障害含む）した場合は、配偶者・子どもも同時脱退となります。

個人情報の取り扱いについて

本保険制度の運営にあたっては、アルプスアルバイン株式会社（保険契約者、以下当社という）は、Web申込画面または申込書類に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）を本保険制度の事務手続きのため使用し、当社が保険契約を締結する引受保険会社〔大樹生命保険株式会社（事務幹事会社）および共同取扱会社〕へ提出します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスののご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用（注）し、また、当社および他の引受保険会社の上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き、当社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合があり、あるいは、再保険の取り扱いを行う場合もありますが、その場合個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

3. 特に重要なお知らせ（契約概要）団体定期保険

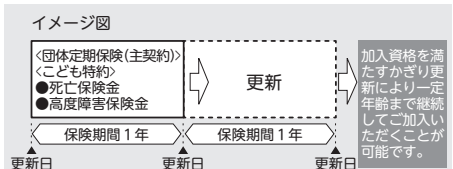
- ・この『特に重要なお知らせ（契約概要）』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員（配偶者および子どもを含む）が内容をご確認、ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ・契約概要に記載のお支払い事由や給付に際しての制限事項等は、概要や代表事例を示しています。各項目の詳細については、当パンフレットおよび「取扱内容詳細」（P52・53）の該当箇所を必ずご参照ください。また、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」（P54・55）についてもご確認ください。

1. 商品名称

年金払特約付子ども特約付団体定期保険

2. 商品の特徴

この保険は、企業・団体を保険契約者とし、その従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するためにご加入いただく団体保険です。保険期間1年の定期保険で、加入資格を満たすかぎり更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。



※年金払特約が付加されているので、保険金受取人の申し出により、上記の保険金の全部または一部を年金としてお支払いすることができます。年金の支払期間、種類、取扱内容等につきましては、当パンフレットおよび「取扱内容詳細」（P52）をご参照ください。
※保障内容、保険料、加入資格等の制度内容は当パンフレットおよび「取扱内容詳細」（P52・53）をご参照ください。
※加入保険金額は当パンフレットより選択してご加入ください。

3. 保険期間について

- ・保険期間は1年間です（中途加入の場合は、次の更新日の前日までです）。
- ・更新時において特段の申し出がない場合には、保険契約の更新日を基準として1年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が可能

その他

- 一部の関連会社（※）において、会社が保険料を負担して役員・従業員全員に一律100万円を付保しています。死亡された場合には死亡保険金をご遺族〔配偶者・子（子が死亡している場合はその直系卑属）・父母・祖父母・兄弟姉妹の順に指定があるものとします。〕に、所定の高度障害状態になった場合には高度障害保険金が被保険者に支払われます。なお、この「会社が保険料を負担する部分」および「個人情報取り扱いについて」について同意いただけない場合は各所属の事務担当者まで申込締切日までにお申し出ください。（※）アルバインマニュファクチャリング株式会社、アルバインマーケティング株式会社

引受保険会社（カッコ内は引受割合）
大樹生命保険株式会社（65.3% 事務幹事）
日本生命保険相互会社（34.7%）
上記の引受保険会社はそれぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。上記の引受保険会社および引受割合は2025年1月1日現在のものですので今後変更することがあります。

事務幹事連絡先：大樹生命保険株式会社
法人営業第二部（担当 沖田）
〒100-8123
東京都千代田区大手町2-1-1
TEL.03-6831-8825

- です。また、具体的な保険期間・更新の限度につきましては当パンフレットおよび「取扱内容詳細」（P52）をご参照ください。
- ・脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。

4. 保険金をお支払いする主な事由

【主契約・子ども特約部分】

保険金をお支払いする主な事由は次のとおりです。死亡保険金・高度障害保険金のいずれかが支払われた場合には保障は終了します。死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。

死亡保険金	保険期間中に死亡した場合
高度障害保険金	責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態のいずれかに該当した場合

保険金の全部または一部を年金としてお支払いすることができます。詳細は当パンフレットおよび「取扱内容詳細」（P52）をご参照ください。

5. 保険料について

保険料は、毎年の更新時に加入状況・加入者の年齢等に基づき算出し、更新日から適用します。保険料、払込方法は当パンフレットの該当箇所を参照ください。

6. 配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。
配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受生命保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

7. 返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

8. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

○お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入（金額変更）」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、下記の保険契約者連絡先にお問い合わせください。

【保険契約者連絡先】

アルプス ファイナンス サービス 株式会社
03-5499-8196

○ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社連絡先にお申し出ください。

【引受生命保険会社連絡先】

大樹生命保険株式会社
法人サポートグループ 03-6831-8867

9. 引受生命保険会社

この保険は、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引受けることができる契約形態の団体保険です。事務幹事会社が他の引受生命保険会社から委託を受けて事務を行います。引受生命保険会社は各ご加入者の加入保険金額等のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。引受生命保険会社については当パンフレットをご確認ください。なお、引受生命保険会社および引受割合は変更することがあります。

【事務幹事会社】

大樹生命保険株式会社
本店：〒100-8123 東京都千代田区大手町 2-1-1

4. 特に重要なお知らせ（注意喚起情報） 団体定期保険

・この【特に重要なお知らせ（注意喚起情報）】は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員（配偶者および子どもを含む）が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
・各項目の詳細につきましては、当パンフレットおよび「取扱内容詳細」（P52・53）の該当箇所を必ずご覧ください。また、「特に重要なお知らせ（契約概要）」（P53・54）についてもご確認ください。

告知に関する重要事項

以下の事項は、加入申込者ご本人に正しく告知いただくため重要なこととがらについて記載しております。告知を行う前に必ずご確認ください。告知書は重要な書類であるため、申込者ご自身で必ず写しをとり、保管してください。

1. 健康状態について、加入申込者ご本人がりのままを告知してください（告知義務）。

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体障がい状態等、Web申込画面または「告知書」で引受生命保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。また、告知に関する各重要事項につきましては、配偶者や子どもが加入される場合には、その配偶者や子どもにも内容を周知いただきますようお願いいたします。

2. 生命保険会社の職員・保険契約者等の職員等へお話しただいても告知したことになりません。

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・保険契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していたことにはなりません。告知をされる場合は、引受生命保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

3. 傷病歴があった場合にも、全てのお申込みをお断りするものではありません。

引受生命保険会社では、保険契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままに正確に告知してください。

ご加入にあたっての重要事項

1. お申込みの撤回について

この保険へのご加入のお申込みの撤回はお取り扱いができない場合もありますので、保険契約者へお問い合わせください。

2. 責任開始期について

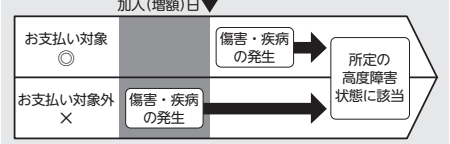
- ・お申し込みいただいた内容に基づき、引受生命保険会社にご加入を承諾した場合、引受生命保険会社は所定の「加入（増額）日」から保険契約上の責任を負います。ただし、所定の要件（加入者数等）を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
- ・生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 遺言による死亡保険金受取人の変更について

遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

4. 保険金をお支払いできない主な事由について

- ・保険金をお支払いできない主な事由は次のとおりです。詳細は「取扱内容詳細」（P52）の該当箇所をご参照ください。
 - *加入（増額）日から1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - *保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意によるとき
 - *戦争その他の変乱によるとき
 - *告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - *保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき
 - *保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - *高度障害保険金については、原因となる傷害・疾病が加入（増額）日前に生じていたとき。なお、その傷害や疾病等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません（下図を参照ください）



5. 返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

6. 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額・年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

生命保険契約者保護機構
TEL：03-3286-2820
ホームページアドレス：https://www.seihohogo.jp/

7. 信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時に約束した保険金額・年金額等が削減されることがあります。

8. 個人情報の取り扱いについて

この保険の運営にあたっては、ご加入者さまの個人情報をお取り扱いします。ご加入の際には、「取扱内容詳細」（P53）の該当箇所を必ずご参照いただき、同意のうえお申込みください。

9. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

○お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入（金額変更）」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、下記の保険契約者連絡先にお問い合わせください。

○保険金のお支払いに関するお手続きについて

- ・保険金のご請求は、保険契約者経由で行っていただく必要がありますので、保険金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払い可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに下記の保険契約者連絡先にご連絡ください。
- ・お支払い事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当パンフレットおよび「取扱内容詳細」（P52）にも記載しておりますので、併せてご確認ください。
- ・保険金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに下記の保険契約者連絡先にご連絡ください。

【保険契約者連絡先】

アルプス ファイナンス サービス 株式会社
03-5499-8196

○ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社連絡先にお申し出ください。

【引受生命保険会社連絡先】

大樹生命保険株式会社
法人サポートグループ 03-6831-8867

10. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：https://www.seiho.or.jp/）なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

大樹-KB-2024-676

便利なサービス(無料電話相談)のご紹介

ケガ補償・病気補償・生活サポート・長期収入サポートコース

生活サポートサービス

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。上記コースにご加入のお客さまとその同居の家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルス相談は疾病補償プラン(精神障害補償の有無は問いません)加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ご相談
無料

健康・医療(※)

- 健康・医療相談(医師相談は一部予約制)
- メンタルヘルス相談
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス(各種人間ドック機関紹介等)
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談(医師相談は一部予約制)

介護

年中無休24時間対応

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

認知症・行方不明時の対応相談

年中無休24時間対応

- 認知症に関する情報提供と悩み相談
- 認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

情報提供・紹介サービス

平日 10:00 ~ 17:00

- 子育て相談(12才以下)
- 暮らしの情報提供(冠婚葬祭、ボランティア情報)
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

暮らしの相談

平日 14:00 ~ 17:00

- 暮らしのトラブル相談(法律相談)
- 暮らしの税務相談

弁護士・税理士との相談は予約制
お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となります。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療・介護に関する情報をご提供します。
URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

※メンタルヘルス相談: 平日9:00~21:00、土曜日10:00~18:00、メンタルヘルス相談以外: 年中無休24時間対応。
○サービス受付の電話番号(通話料無料)は、加入者証をご覧ください。(加入者証の閲覧方法はP.4) ○平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月~金を行います。○お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りです。○本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。○本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

生命保険コース

ご加入いただいている方は、無料でご利用ができます。

N-コンシェルジュ

あなたのお悩みを専門家がサポート!

＜ヘルスケアサポートのご案内＞

●「N-コンシェルジュ」とは、日本生命(Nissay)がコンシェルジュ(世話係)となり、Netを通じて契約者にご提供する商品付帯サービスです。大樹生命は日本生命グループの一員として、加入者様にこのサービスをご提供します。

- Point 「健康・介護・メンタルヘルス」についてお電話やメールでいつでもご相談になれます!
- Point 専門医*・看護師・ケアマネジャー・臨床心理士*などの専門スタッフが応えます! *予約制
- Point 相談内容を第三者にお知らせすることはございませんので、安心してご相談になれます!
- Point ご加入者、同居のご家族であれば無料でご利用になれます!

※本サービスは生命保険コースのご加入者のみ利用可能です。

＜電話サービス＞

通話料無料 0120-800-173

ご利用の際、相談員から団体名・年齢・性別・お住まいの都道府県をお伺いします。
また、上記電話番号をご利用になれない場合には、お手数ですがメール相談をご利用ください。

- 記載の内容は2025年1月時点のものであり、今後予告なくサービスの内容を変更する場合や、サービスの提供を終了する場合があります。
- ヘルスケアサポートは、株式会社ライフケアパートナーズが提供する大樹生命対象商品のご契約者向け特典であり、ご利用に関して生じた損害について、大樹生命は責任を負いません。

＜インターネット・メールサービス＞

URL

<https://www.kenkokaigo.jp/>
(団体番号「kenkou」でログイン)

アルプスアルパイングループ福利厚生制度のご紹介
(AFS取り扱い商品)

AFSではさまざまな保険商品を取り扱っております。一人ひとりに合わせた保険を、FP(ファイナンシャルプランナー)がご提案いたします。

AFS取扱商品一覧



グループパック保険

ケガ補償・病気補償コース

生活サポートコース

長期収入サポートコース

生命保険コース

自動車保険

その他商品

すまい家財の
保険

JCBカード

がん・医療保険

オンラインストア

介護保険

保険商品のご紹介



自動車保険

自動車の事故に備える保険です。

「人にぶつかってしまった!」「事故にあって入院すること…」
「クルマの修理が必要」という場合に役立ちます。
大口団体割引がありますので、既にご家族が加入している保険よりも安くなる場合があります。ぜひご相談ください。

AFS(団体扱)の自動車保険のメリット

1 大口団体割引があります

AFSの自動車保険は、23.5%の割引が適用されます
※大口団体割引は2024年6月1日~2025年5月31日の間に
始期日があるご契約に適用されます。なお、大口団体割引
は、団体全体の契約件数・損害率に応じて毎年6月1日に見
直されます。

2 分割払いでも割増なし

AFSの自動車保険は、割増(5%)なしで分割払が
できます
団体扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払ができます
ので、団体扱以外のご契約に比べて割安です。

3 ご契約時は
現金不要

保険料は給与控除なので、
ご契約時の現金のご準備は
不要です

4 等級の引継ぎが
できます

他社の自動車保険から切り替えても等級
が引継げます
※一部等級が引継げない共済がございます。
詳しくは最寄りのAFSまでお問合
せください。

5 同居のご家族のお車も
ご契約ができます

※詳しくは下記「加入資格(記名被保険者・
ご契約のお車の所有者)」をご覧ください。

■加入資格

保険契約者: アルプスアルパイン株式会社および、そのグループ会社の役員・従業員の皆さま
記名被保険者 } 保険契約者、その配偶者、これらの方の同居の親族、これらの方の別居の扶養親族
ご契約のお車の所有者 }
ご契約のお車の用途車種: 自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車

●こちらは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

すまい・家財の保険 (火災保険・地震保険)

建物や家財に対して発生する被害に備える保険です。

「建物・家財の補償」「大家さんへの賠償金」など安心して生活を送る為に欠かせない保険となります。

AFS(団体扱)の火災保険のメリット

1 大口団体割引 10%

AFSの火災保険は、10%の割引が適用されます

※大口団体割引は2024年4月1日～2025年3月31日の間に保険始期日があるご契約に適用されます。
(ただし、地震保険には適用されません) なお、大口団体割引は、団体全体の契約件数に応じて毎年4月1日に見直されます。

2 分割払いでも割増なし

AFSの火災保険は、割増(5%)なしで分割払ができます

団体扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払ができますので団体扱以外のご契約に比べて割安です。

3 ご契約時は現金不要

保険料は給与控除なので、ご契約時の現金のご準備は不要です

■加入資格

保険契約者：アルプスアルパイン株式会社および、そのグループ会社の役員・従業員の皆さま

記名被保険者：保険始期日時点において、次のいずれかに該当する方

(1) 保険契約者 (2) その配偶者 (3) これらの方の同居の親族 (4) これらの方の別居の扶養親族
ただし、次の場合に限り (5) 保険契約者またはその配偶者の別居の非扶養親族を記名被保険者にすることができます。

- ・ (1) ～ (4) の方が、(5) の方と共有する物件を保険の対象とする場合
- ・ (1) ～ (4) の方が所有する物件を保険の対象とする場合

! ご存知ですか?

地震による損害には地震保険が必要です

※地震保険は単独では加入はできず、火災保険とセットで加入する必要があります。

がん保険 医療保険

がんや病気に備える保険です。

三大疾病と呼ばれる「がん」「心疾患」「脳血管疾患」や生活習慣病として有名な「糖尿病」「肝硬変」などに対して手厚い保障で備えることができます。

AFSでは4社の保険会社^(※)の商品を取り扱っており、商品ごとの特徴のご説明や商品比較ができます。
お客様の家族構成やライフイベント、リスクなどをヒアリングし、一人ひとりに最適な商品をご提案いたします。

(※)取扱保険会社：三井住友海上あいおい生命保険(株)、アフラック生命保険(株)、オリックス生命保険(株)
SOMPO ひまわり生命保険(株)

●こちらは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

介護保険

介護の費用に備える保険です。

取扱保険会社：アフラック生命保険(株)
特約のみ取扱：三井住友海上あいおい生命保険(株)
SOMPO ひまわり生命保険(株)

その他商品のご紹介

JCBカード

年会費無料/旅行時の傷害保険付き^(※)のゴールドカード
空港のラウンジ利用や、全国各地の施設を割引料金で利用できるなど特典満載のカードです。

※旅行時の移動費用やツアー代金を本カードで決済した場合に限り、国内・海外旅行ともに傷害保険が適用されます。

オンラインストア

アルプスアルパイングループ社員限定の通販です。
社員限定だからできる割安な価格/お得な情報です。

オンラインストア アクセス方法

Step.1

下のURLまたはQRコードよりアクセスください

<https://secure.alfs.jp/>
ID alpsapn
PW afs

Step.2

ページ内「社員の皆様へ」をクリックし、ログインください

アルプスアルパイングループ
社員の皆様へ

ID alps1
PW 2311

※掲載URLは2024年12月時点の情報です。URL変更等でアクセスできなかった場合は、AFSホームページをご覧ください。

AFSの商品についてご利用希望やご不明点などございましたら、お近くのAFSにご相談ください。

お気軽にご相談ください

すべての営業所にファイナンシャルプランナーが在籍しております。



お電話でご相談

P60の連絡先をご参照の上最寄りの営業所にご連絡ください。



オンラインでご相談

P3の手順をご参照の上ご予約をお申し込みください。



対面でご相談

最寄りのAFS営業所に直接お越しください。

LINE公式アカウントのご紹介 (配信専用)

AFSのLINE公式アカウントでは、AFSのキャンペーンやお役立ち情報をお送りします。また、トーク画面下のメニューから保険金請求先や自動車保険の試算・更新に関する情報などご参照いただけます。この機会にぜひお友達追加ください!

※本アカウントは配信専用のため、個別にいただいたチャットへのご返信はできません。お問い合わせはお近くのAFSまでご連絡ください。

お友達追加はこちら



アルプスファイナンスサービス(株) 連絡先

※0120から始まる番号へ繋がらない場合は、2番目に記載の番号へお掛けください。

営業所名	担当者	営業所電話番号	営業所名	担当者	営業所電話番号
古川営業所	相澤 伊藤 阿部	0120(257)919 [無料] 0229(23)5894	小名浜営業所	佐藤	0120(637)919 [無料] 0246(58)4797
古川第2営業所	中島	0229(88)9960	新潟営業所	須田 外山	0120(248)364 [無料] 0258(24)8364
涌谷営業所	中川 佐々木	0120(287)919 [無料] 0229(43)2293	横浜営業所	吉澤	045(542)8311
角田営業所	大石 西	0120(607)919 [無料] 0224(62)4415	東京営業所	船田 大内	0120(687)919 [無料] 03(5499)8196
いわき営業所	菅野 松本	0120(627)919 [無料] 0246(36)2486			

●この保険はアルプスアルパイン株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。

引受保険会社

【生命保険コース】(カッコ内は引受割合)

大樹生命保険株式会社 (65.3% 事務幹事) 日本生命保険相互会社 (34.7%)

上記の引受保険会社はそれぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。上記の引受保険会社および引受割合は2025年1月1日現在のものです。今後変更することがあります。

事務幹事連絡先：大樹生命保険株式会社 法人営業第二部(担当 沖田) 〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1 TEL.03-6831-8825

【ケガ補償・病気補償コース】【生活サポートコース】【長期収入サポートコース】

三井住友海上火災保険株式会社 総合営業第二部第三課 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL.03-3259-6653

お客様に関する情報の取り扱いについて

アルプスファイナンスサービス株式会社

弊社ではお客様より得られる信頼を第一と考え、お預かりした個人情報について、お客様のご要望に沿って 取り扱うと共に、以下の方針に基づき個人情報に関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします

●個人情報の収集方法

十分な安全保護措置を講じた上で、申込書・契約書や取引書類等に記載または入力された情報を収集しています

●個人情報の利用目的

お客様に関する個人情報は、保険商品の提案、契約手続きならびに維持管理の為に利用させていただきます。また事前に皆さまの同意を得ることなく利用目的以外の取り扱いはいたしません

●収集する個人情報の種類

保険のお申込みやご提案の際にお客様の氏名・勤務先・役職・社員番号・生年月日・性別・住所・電話番号・メールアドレス・家族構成等を収集させていただきますことがあります

尚、個人情報の提供は任意ですが、ご提供いただけない場合は保険商品をご提供することができませんので、予めご了承ください

●機微情報の取り扱い

保健医療等の機微な個人情報については、保険契約を締結するにあたって事前にお客様に同意を得て必要な範囲で取得する場合があります

●個人情報の第三者提供

業務を委託する会社以外には次の場合を除いて、お客様の情報を利用したり外部へ提供することはありません

尚、委託する会社との間には、機密保持契約を締結しております。

- ・お客様が同意されている場合
- ・法令により必要とされる場合
- ・お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

●個人情報の安全管理

お客様の個人情報への不正アクセス、または個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止及び是正に努め、合理的かつ適切な安全対策を講じます

●個人情報の開示・訂正・利用停止

お客様ご自身に関する個人情報について、開示のご依頼や情報の訂正、ダイレクトメールやお電話によるご案内をご希望されない場合の利用停止には速やかに対応いたしますので、下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

●[お問い合わせ窓口]

アルプスファイナンスサービス株式会社

所在地：〒145-8501 東京都大田区雪谷大塚町1-7

電話番号：03-5499-8196 FAX：03-3727-7828

e-mail：afs_honsha@jp.alps.com

●個人情報保護管理者 代表取締役社長

A24-102193 承認年月：2025年3月